

第一種特定原産地証明書 発給申請マニュアル

- 事前準備編 -

各経済連携協定共通

(日シンガポール協定除く)

経済連携協定一覧

協定名（発効順）	発効年月日
日メキシコ協定	2005年4月1日
日マレーシア協定	2006年7月13日
日チリ協定	2007年9月3日
日タイ協定	2007年11月1日
日インドネシア協定	2008年7月1日
日ブルネイ協定	2008年7月31日
日アセアン協定	2008年12月1日
日フィリピン協定	2008年12月11日
日スイス協定	2009年9月1日
日ベトナム協定	2009年10月1日
日インド協定	2011年8月1日
日ペルー協定	2012年3月1日
日オーストラリア協定	2015年1月15日
日モンゴル協定	2016年6月7日

平成 28 年 10 月

日本商工会議所

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室監修

EPAに基づく原産地証明書とは

日本はこれまでに複数の国や地域と経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement、以下「EPA」と記載します）を締結しています。

EPAを活用すると、日本からEPA締約相手国に輸出をする際、通常の関税率よりも低い関税率（以下「EPA特恵税率」と記載します）が適用可能な場合があります。

ただし、輸出する製品がEPA特恵税率の適用を受けるためには、以下の条件を満たすことが必要です。

- 製品が日本と輸入国との間で締結されたEPAに基づくEPA特恵税率の適用対象であること。
- 製品がEPAに定められる原産地規則に基づく原産品としての条件（以下「原産資格」と記載します）を満たしていること。
- 積送基準（詳しくは「[積送基準](#)」（P.55）を参照してください）を満たしていること。

そして、輸入相手国のEPA特恵税率の適用を受けるためには、輸出する製品が原産資格を満たしていることを証明するEPAに基づく原産地証明書を取得し、輸入通関時にこれを輸入国税関に提出することが必要です。

平成28年6月現在、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」（平成16年法律第143号、以下「証明法」と記載します）において、発効しているEPAにおける原産地証明書には以下の種類があります。なお、自己証明制度は、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申請原産品に係る情報の提供等に関する法律」（平成26年法律第112号）に基づきます。

証明制度	対象協定	発給者または作成者
第三者証明制度 (第一種特定原産地証明書)	14協定 (対象協定について、詳しくは「 第一種特定原産地証明書発給システムで原産地証明書を申請できる協定 」（P.3）を参照してください。)	指定発給機関 (日本商工会議所)が発給 日シンガポール協定は、発給機関が異なります。
認定輸出者自己証明制度 (第二種特定原産地証明書)	日メキシコ協定 日スイス協定 日ペルー協定	経済産業省の認定を受けた 認定輸出者が自ら作成 (一定の要件あり)
自己証明制度 (特定原産品申告書)	日オーストラリア協定	輸入者、輸出者または生産者が 自ら作成

本書では、上記の「第一種特定原産地証明書」について、日本商工会議所に発給申請を行う際に必要な手続や注意事項を説明しています。

注意

- 特定原産地証明書の取得は任意であり、輸入相手国における通関時の必須書類ではありません（EPA特恵税率の適用を受ける場合は必須）。
- 第一種特定原産地証明書を取得するためにはいくつかの必要なステップがあります（詳細は以降で解説）。また、第一種特定原産地証明書を今まで取得したことのない方が取得する場合、12日以上営業日が必要な場合があります。

■ 第一種特定原産地証明書発給システムで原産地証明書を申請できる協定

平成28年6月現在、日本商工会議所の第一種特定原産地証明書発給システムで原産地証明書を申請できるEPAは以下の通りです。

協定名（発効順）	発効年月日
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定 （以下「日メキシコ協定」と記載します）	2005年4月1日
経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定 （以下「日マレーシア協定」と記載します）	2006年7月13日
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定 （以下「日チリ協定」と記載します）	2007年9月3日
経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定 （以下「日タイ協定」と記載します）	2007年11月1日
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定 （以下「日インドネシア協定」と記載します）	2008年7月1日
経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定 （以下「日ブルネイ協定」と記載します）	2008年7月31日
包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定 （以下「日アセアン協定」と記載します）	2008年12月1日
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定 （以下「日フィリピン協定」と記載します）	2008年12月11日
日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定 （以下「日スイス協定」と記載します）	2009年9月1日
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定 （以下「日ベトナム協定」と記載します）	2009年10月1日
日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定 （以下「日インド協定」と記載します）	2011年8月1日
経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定 （以下「日ペルー協定」と記載します）	2012年3月1日
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定 （以下「日オーストラリア協定」と記載します）	2015年1月15日
経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定 （以下「日モンゴル協定」と記載します）	2016年6月7日



注意

日シンガポール協定に基づく原産地証明書について

- 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（以下「日シンガポール協定」と記載します）については、日本商工会議所は指定発給機関ではないため、第一種特定原産地証明書発給システムでは申請できません。

日シンガポール協定に基づく「原産地証明書」は、本協定の指定発給機関である各地の商工会議所にお問い合わせください。

- 指定発給機関である各地の商工会議所については、下記のリンク先から一覧表を参照してください。

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/img/singapore.pdf>

第一種特定原産地証明書取得までの流れ

第一種特定原産地証明書を取得するためには、準備と手続を順序どおりに進めていく必要があります。本書「事前準備編」では、第一種特定原産地証明書の発給申請のために必要な情報を集めて資料を作成する事前準備の進め方を説明します。

以下の流れに沿って事前準備を行ってください。

ステップ1 輸出製品のHSコードを確認する

最初に、輸出する製品の関税分類「HSコード」を確認します。以後の準備では、このHSコードを基に第一種特定原産地証明書の取得に必要な輸出製品の情報を入手します。

- 「[ステップ1 輸出製品のHSコードを確認する](#)」 (P. 8)

ステップ2 EPA 特惠税率設定の有無や税率を確認する

輸出する製品にEPA特惠税率が適用されるのか、また、EPA特惠税率が適用される場合は税率を確認します。

この情報は第一種特定原産地証明書の発給申請時に必要です。

- 「[ステップ2 EPA 特惠税率設定の有無や税率を確認する](#)」 (P. 10)

ステップ3 各 EPA に定められた輸出製品に係る規則を確認する

輸出先の国や地域ごとに、輸出する製品について、EPAで定められた規則を確認します。

この規則によって品目別に原産資格の確認ルールが決まっているため、次のステップ4に進むためにこの情報の確認が必要です。

- 「[ステップ3 各EPAに定められた輸出製品に係る規則を確認する](#)」 (P. 11)

ステップ4 輸出製品に関する原産資格を確認する

ステップ3で確認したルールで、輸出製品の原産資格を確認し、証明する資料を作成します。

輸出製品がEPA特惠税率の適用を受けるには、利用するEPAに規定されている原産資格を有していることを証明する必要があります。

- 「[ステップ4 輸出製品に関する原産資格を確認する](#)」 (P. 24)

発給システムでの申請へ

ステップ1から4で確認した情報を基に、第一種特定原産地証明書発給システムで発給申請を行います。

ここから先の手順については「発給システム操作編」を参照して、申請を進めてください。

もくじ

EPAに基づく原産地証明書とは	2
第一種特定原産地証明書取得までの流れ	5
ステップ1 輸出製品のHSコードを確認する	8
ステップ2 EPA特惠税率設定の有無や税率を確認する	10
ステップ3 各EPAに定められた輸出製品に係る規則を確認する	11
3.1 カテゴリーA 完全生産品	13
3.2 カテゴリーB 原産材料のみから生産される製品	15
3.3 カテゴリーC 非原産材料を使用して生産される製品	17
3.3.1 関税分類変更基準（CTCルール）について	18
3.3.2 付加価値基準（VAルール）について	19
3.3.3 加工工程基準（SPルール）について	20
3.4 カテゴリーD（日チリ協定、日メキシコ協定のみ）	21
3.5 品目別規則について	22
3.6 一般規則について	23
ステップ4 輸出製品に関する原産資格を確認する	24
4.1 原産材料のみから生産する製品を確認するには	25
4.2 CTCルールによって原産資格を確認するには	27
4.3 VAルールによって原産資格を確認するには	28
もっと詳しく知りたい方へ	31
World Tariffとは	31
譲許表	32
各国の譲許表	33
日アセアン協定の場合の譲許表	34
EPAごとの輸出製品に関する原産資格の判定基準	38
各EPAにおける原産地規則／品目別規則	42
救済規定1	47
救済規定2	49
救済規定3	50
日アセアン協定の累積に関して留意すべき事項	52
原産資格を与えることとならない作業	54
積送基準	55
各EPAにおける第一種特定原産地証明書記入項目比較表	57
第一種特定原産地証明書の留意事項	61
① 日メキシコ協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	62

② 日マレーシア協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	64
③ 日チリ協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	65
④ 日タイ協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	66
⑤ 日インドネシア協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	67
⑥ 日ブルネイ協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	68
⑦ 日フィリピン協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	69
⑧ 日スイス協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	70
⑨ 日ベトナム協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	71
⑩ 日インド協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	72
⑪ 日ペルー協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	73
⑫ 日オーストラリア協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	74
⑬ 日モンゴル協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	75
⑭ 日アセアン協定における第一種特定原産地証明書の留意事項	76
農林水産品に関する添付書類	77
① 農林産品に係る生産証明書	78
② 農林産加工品に係る製造証明書	79
③ 漁獲・養殖証明書	80
④ 加工証明書	82
日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定における第一種原産品誓約書利用について	84
こんなときには (Q&A)	86
第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合わせ先	94

ステップ1 輸出製品のHSコードを確認する

EPAを利用するためには、輸出する製品の6桁の適切な関税分類「HSコード」の確認が必要です。

■ HSコードとは

「HSコード」とは「商品の名称および分類についての統一システム”Harmonized Commodity Description and Coding System に関する国際条約”（HS条約）」に基づいて定められた品目ごとの番号です。

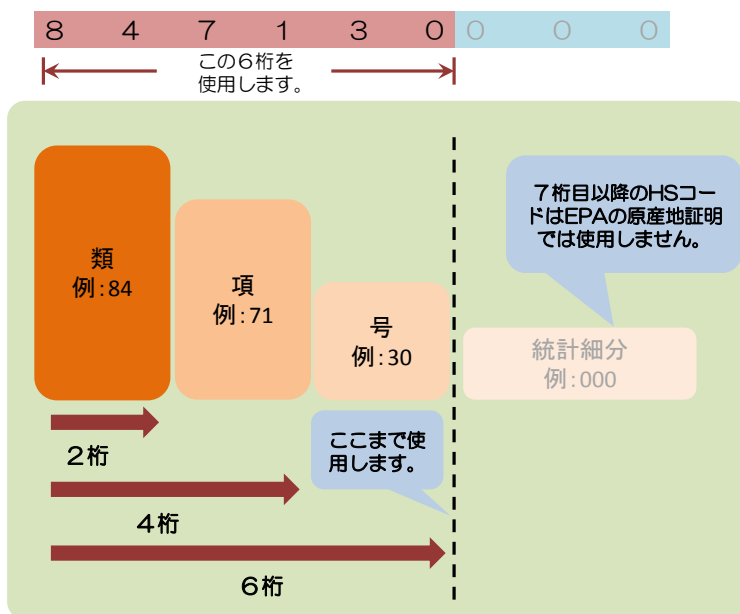
EPAにおけるHSコードの役割

EPAでは、HSコードを基に「EPA特惠税率」、「関税撤廃スケジュール」、「品目別の原産地規則（品目別規則）」が規定されています。EPAで製品の輸出入をする場合は、その製品のHSコードから関税の有無や税率を確認していきます。

EPAの原産地証明手続ではHSコードの上から6桁を使用します。

- EPAの原産地証明手続で使用するHSコードのイメージ

例：パソコン



一番大きい分類（上から2桁）コードは1類～97類まで存在します。HSコードの桁数が多くなるにつれ分類が細くなり、品目が特定されます。

■ HSコードの確認方法

主な確認方法

- 輸入者を通じて輸入締約国の税関に問い合わせる。

注意

- 輸入締約国の税関と日本の税関の関税分類判断が異なる場合は、「輸入締約国税関の判断」が優先されます。
- ステップ2で関税率を確認する際は、輸入締約国ごとに決められた桁数のHSコードが必要ですが、ステップ3以降は、HSコードの上から6桁のみ使用します。

その他の方法でHSコードを確認するには

輸入者を通じてのHSコードの確認が困難な場合は、以下の方法で確認することもできます。

- 近隣の税関に問い合わせる。
税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>)
- 税関ホームページの「輸出統計品目表」で確認する。
輸出統計品目表 (<http://www.customs.go.jp/yusyutu/>) 詳しくは下記の「[税関ホームページの「輸出統計品目表」でHSコードを確認するときは…](#)」(P.9)を参照してください。
関税率表解説・分類例規 (<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>)

税関ホームページの「輸出統計品目表」でHSコードを確認するときは…

EPAの原産地証明で使用するHSコードを確認するには、以下のHSの「輸出統計品目表」を参照します。

注意

- 協定により参照する輸出統計品目表のHSが異なります。

HS	対象協定
HS2002	日メキシコ協定、日マレーシア協定、日チリ協定、日タイ協定、日インドネシア協定、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日フィリピン協定
HS2007	日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定、日ペルー協定
HS2012	日オーストラリア協定、日モンゴル協定

ステップ2 EPA 特恵税率設定の有無や税率を確認する

輸出しようとする製品の関税率の確認が必要です。

■ 輸入国で適用される税率

EPAが結ばれている国に産品を輸出する際には、主に下記2種類のいずれかの関税率が輸入締約国で適用されます。

- MFN税率

EPAを利用しない場合、WTO全加盟国、地域から輸入される産品に課せられる関税率です。

- EPA特恵税率

EPAを利用した場合に適用される特恵関税率です。



輸出する産品の関税率を確認すると、下記のような場合があります。

- EPAを利用する必要がない場合

EPA特恵税率を使用しない方が低税率、またはEPA特恵税率とMFN税率が同じ場合は、MFN税率を適用します。

- MFN税率がFREE (0%) ⇒ EPAを適用しなくても輸入時の関税率が0%
- MFN税率がEPA特恵税率より低い場合 (例: MFN税率が5%・EPA特恵税率が10%)

- EPA特恵税率が2つある国 (2国間協定・日アセアン協定)

アセアン加盟国のうち、マレーシア、タイ、ブルネイ、フィリピン、ベトナムの場合、日アセアン協定と、国ごとの個別のEPA特恵税率の2種類があります。その場合は低税率の方を使用できますが、原産地規則が異なるため注意してください。

- インドネシアは日アセアン協定が未発効のため、上記の場合には当てはまりません。

■ 輸入締約国における関税率の確認方法

主な確認方法

- 輸入者に問い合わせる。

その他の方法で税率を確認するには

輸入者を通じての税率の確認が困難な場合は、以下の方法で確認することもできます。

- WORLD TARIFFのホームページで確認する。

日本貿易振興機構「World Tariff」: <http://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

詳しくは「[World Tariffとは](#)」(P.31)を参照してください。

- 各EPAの譲許表を使って確認する。

詳しくは「[譲許表](#)」(P.32)を参照してください。

ステップ3 各 EPA に定められた輸出産品に係る規則を確認する

各EPAに定められた、輸出産品に係る規則の確認が必要です。

■ 事前に確認すべき主な規則

主に以下の3種類の規則を確認します。

規則	概要
原産地規則 (協定本体の第三章付近に記載)	原産品として認められるための要件等 <ul style="list-style-type: none"> ● 各用語の定義 ● 製造、加工作業の要件を満たさない作業の規定 (詳しくは「原産資格を与えることとしない作業」(P.54)) ● 積送基準 (詳しくは「積送基準」(P.55)) ● 輸出に関する義務 ● 一般規則(日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定のみ) など  参照 「 3.6 一般規則について 」(P.23)
品目別規則 (大半の協定が附属書2に記載)	HSコードごとに満たすべき基準 <ul style="list-style-type: none"> ● 関税分類変更基準 ● 付加価値基準 ● 加工工程基準  参照 「 3.5 品目別規則について 」(P.22)
運用上の手続規則(OP)など	原産地規則の実務上の補足 <ul style="list-style-type: none"> ● 遡及発給 ● 再発給手続 ● 軽微な誤りについて など

■ 規則の確認方法

日本商工会議所ホームページから各規則の確認ができます。

<http://www.jccci.or.jp/gensanchi/3.html>

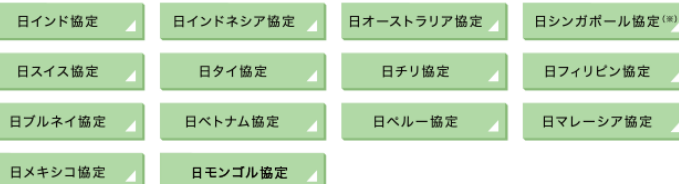
EPA締結国（地域）別情報



- ① 利用する協定をクリック
- ② 「(2) 品目別規則 附属書2参照(外務省)」の「日本語」をクリック

協定が異なるので、利用する協定を選択し記載事項を確認してください。
「ステップ1.HSコードを確認する」をクリックしてください。
特定原産地証明書を取得したことがあるお客さまで、既に利用する協定の記載事項をご確認いただいた方は「ステップEPAに定められた輸出品に係る規則等を確認する」をクリックしてください。

■ 二国間協定



(※) 日シンガポール協定における特定原産地証明の発給は日本商工会議所ではなく、全国の商工会議所で実施しています。

[発給している商工会議所はこちら>>>](#)

■ 多国間協定

日アセアン協定

⚠ 注意

- 日アセアン協定の規則は一つです。(輸出相手国ごとではありません。)
- 日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定の4協定には「品目別規則」と「一般規則」があります。

📝 メモ




品目別規則と一般規則は以下の順で確認します。

- ① 輸出品のHSコードが「品目別規則」の中に規定されているか確認する。
- ② 「品目別規則」に輸出品のHSコードが規定されていない場合は、「一般規則」を確認(使用)する。

🔍 参照 一般規則及び品目別規則の詳細については、「[3.5 品目別規則について](#)」(P.22)、「[3.6 一般規則について](#)」(P.23)をそれぞれ参照してください。

■ 原産品の基準

多くの協定では、原産品は以下の3つに分類されます。

原産品の種類	概要
<p>カテゴリーA 完全生産品</p>	<p>締約国（我が国）の領域において完全に得られ、または生産される 産品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例：農水産品、鉱物資源 ● 農林水産品に関する添付書類について 農林水産品を輸出する場合には、品目ごとに各種添付書類を作成、または入手して、保存する必要があります。 <p> 参照 「3.1 カテゴリーA 完全生産品」（P. 13）</p>
<p>カテゴリーB 原産材料のみから生産される産品</p>	<p>（協定や品目別規則の要件を満たした）原産材料のみを使用して生産された産品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「原産材料」とは 原産資格を有する材料のこと。産品の生産に使用された一次材料（産品の直前の材料）が協定の品目別規則を満たしているものを 含む。 ● 日インド協定には、「原産材料のみから生産される産品」のカテゴリーはありません。 <p> 参照 「3.2 カテゴリーB 原産材料のみから生産される産品」（P. 15）</p>
<p>カテゴリーC 非原産材料を使用して生産される産品</p>	<p>一次材料（産品の直前の材料）に、非原産材料を使用して生産される産品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「非原産材料」とは 締約国外で得られ、または生産された材料のこと。日本で生産されているとしても、原産資格の立証がされていないものは非原産材料となる。 <p> 参照 「3.3 カテゴリーC 非原産材料を使用して生産される産品」（P. 17）</p>

注意

日チリ協定、日メキシコ協定においては、カテゴリーDの規定があります。

3.1 カテゴリーA 完全生産品

■ 完全生産品とは

締約国（我が国）の領域において完全に得られ、または生産される産品。

■ 原産資格の判断基準

例えば、日本において、栽培・収穫される植物や植物から得られる産品（果物、野菜、切り花など）、生息している動物から得られる産品（卵、牛乳など）、産出される天然の物質（原油、石炭、岩塩など）といったものです。

具体的には、以下のような産品を含みます。



- 我が国の領域において生まれ、かつ、成育された生きている動物



- 我が国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集または捕獲により得られる動物
- 我が国の船舶により捕獲される水産物その他の産品



- 我が国の領域において生きている動物から得られる産品（例：卵、牛乳など）



- 我が国の領域において収穫、採取または採集される植物および植物性生産品（例：果物、野菜、切り花など）



- 我が国の領海外において我が国の工船上で製造・加工される水産物その他の産品



- 我が国の領域において抽出され、または得られる鉱物その他の天然の物質（例：原油、石炭、岩塩など）



- 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復または修理が不可能な産品から、我が国の領域において回収される部品または原材料（例：走行不能の廃車から得られる古タイヤなど）

その他

- 我が国が海洋法に関する国際連合条約に基づき、海底またはその下を開発する権利を有する場所から得られる産品
- 我が国の領域において本来の目的を果たすことができず、回復または修理が不可能であり、かつ、処分または部品もしくは原材料の回収のみに適するもの（例：走行不能の廃車など）
- 我が国の領域における製造・加工作業または消費から生ずるくずおよび廃品であって、処分または原材料の回収のみに適するもの（例：生産工程で得られる木クズ、金属クズなど）
- 我が国において、上記の産品のみから得られ、または生産される産品

注意

- 農林水産品については、品目ごとに必要な添付書類（写し）があります。（詳しくは「[農林水産品に関する添付書類](#)」（P.77）を参照してください。）**日本商工会議所の求めがあった場合、書類（写し）を提出していただくことがあります。**また、輸入相手国での通関時、または通関後に、輸入締約国の税関当局から当該産品の原産資格の確認が日本政府に要請された場合も、これらの書類（写し）の提出や実地確認を求められることもありますので、適切に保存してください。
- 輸出する産品が対象となる協定において完全生産品に該当するかどうかは、協定の原産地規則を確認してください。

3.2 カテゴリーB 原産材料のみから生産される産品

■ 原産材料のみから生産される産品とは

締約国の原産材料のみから締約国において完全に生産される産品。

注意

日インド協定には原産材料のみから生産される産品のカテゴリーはありません。

メモ

語句の説明

- 「締約国の原産材料のみから締約国において生産される」とは
最終生産品の生産に使用される材料そのものが原産品であり、原産品のみを使用して生産されることを意味します。
- 「完全に」とは
生産に関する一連の行為が全て一つのEPA締約国において行われることを意味します。

メモ

- カテゴリーC（後述）として原産性を立証する方が容易な場合もございますので、必要に応じてカテゴリーCの適用もご検討ください。
- カテゴリーBの適用を受ける場合は、サプライヤー証明書等（詳細は、経済産業省ホームページの「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html）を参照）で、全ての材料の原産性を証明する必要があります。

■ 原産資格の判断基準

EPA締約国（日本、またはEPA締約相手国）において原産品（カテゴリーA、B、またはCに該当する産品）のみを材料に使用して生産された最終生産品がこのカテゴリーに該当します。

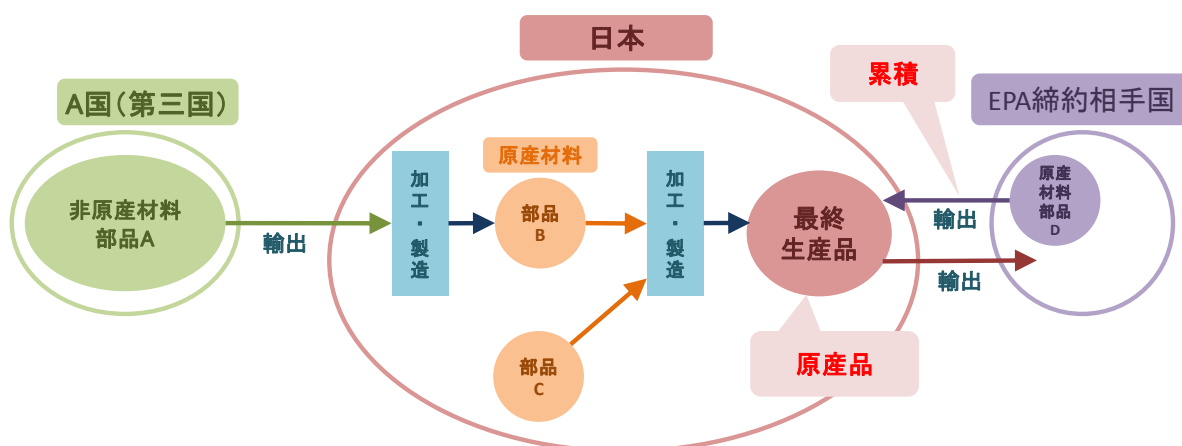
● 例：

第三国から輸入した鉄鉱石（HSコード：2601）は、非原産材料ですが、この鉄鉱石を使用して日本で製造された鉄のインゴット（HSコード：7206）や、それを圧延した鉄の薄板（HSコード：7211）などが、EPAの品目別規則に定められた条件（関税分類変更基準）を満たす場合には、原産材料として取り扱われます（品目別規則は日メキシコ協定を想定）。

この原産材料となった鉄の薄板を日本国内でさらに加工し、鉄のキャビネット（HSコード：9403）などを生産した場合、できあがったキャビネットは、EPA締約国の原産材料のみを使用して生産された原産品です。

参照 このカテゴリーに該当する産品かを確認するには、「[4.1 原産材料のみから生産する産品を確認するには](#)」（P.25）を参照し、確認してください。

原産材料のみから生産される産品のイメージ



■ 累積 (Accumulation) について

最終生産品の生産過程でEPA締約相手国の原産品を材料として使用した場合、この原産品を日本の原産材料とみなすことができます。これを「累積」と言います。（上記イメージにおける部品D）

⚠ 注意

- 累積について、詳しくは「[救済規定2](#)」（P.49）を参照してください。
- 最終生産品の生産過程で、累積を利用してEPA締約相手国の材料を原産材料として使用した場合、その材料がEPA締約相手国の原産品であることを証する書類（相手国発給のEPAに基づく原産地証明書の写真など）を証拠書類として保存ください。

3.3 カテゴリーC 非原産材料を使用して生産される製品

■ 非原産材料を使用して生産される製品

非原産材料を使用して締約国において完全に生産される製品であって、「品目別規則」または「一般規則」（日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定に適用）およびEPAの原産地規則におけるその他の関連する要件を満たす製品。

⚠ 注意

日インド協定の場合、このカテゴリーに「原産材料のみから生産される製品」が含まれます。

✎ メモ

- 工業製品は、多くの場合このカテゴリーが適用されます。
- 「非原産材料を使用して締約国において完全に生産される」とは最終生産品の生産に使用される材料の一部または全部が非原産材料であり、このような非原産材料を使用した生産に関する一連の行為全てが一つの締約国において行われることを意味します。
- 「原産地規則におけるその他の関連する要件」とは原産資格を与えられない作業のみで生産を行っていないこと、代替性のある製品や材料について適切な会計原則に従って在庫管理を行っていることなどを指します。原産資格を与えることとならない作業、および代替性のある製品や材料に関する説明は、「[代替性のある製品及び材料](#)」（P.50）、および「[原産資格を与えることとならない作業](#)」（P.54）を参照してください。
- 日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定では、非原産材料を使用して生産される製品に関して、限定された品目について適用される規則を品目別規則に記載し、それ以外の品目は一般規則を適用します。

3.3.1 関税分類変更基準（CTCルール）について

■ 関税分類変更基準（CTCルール）とは

関税分類変更基準（CTCルール）とは、非原産材料のHSコードと、その非原産材料から生産される製品のHSコードとが以下の3つのルールのいずれかに基づいて変更されている場合、その産品を原産品とするものです。

使用する部品や材料が第三国（日本、およびEPA締約相手国以外）からの輸入品であっても、CTCルールを満たせば生産される産品に原産資格が付与されます。

■ CTCルールについて

CTCルールには、以下の3つがあります

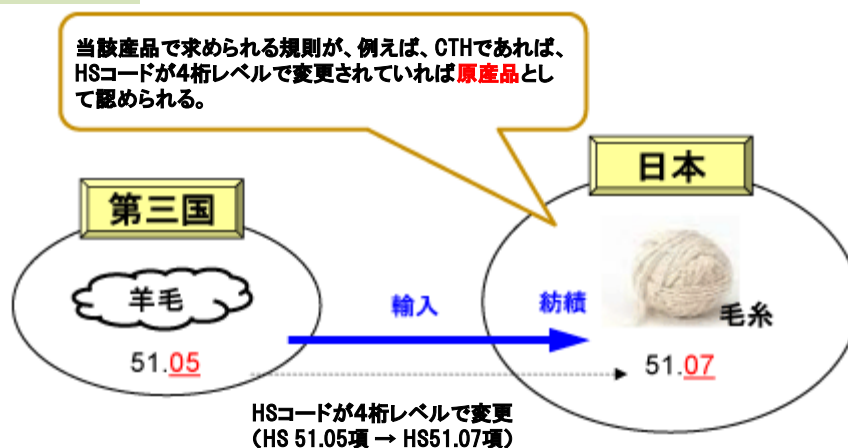
- ① HSコードの最初の2桁による変更（「CC」または「類変更」）を求めるもの
- ② HSコードの最初の4桁による変更（「CTH」または「項変更」）を求めるもの
- ③ HSコードの最初の6桁による変更（「CTSH」または「号変更」）を求めるもの

⚠ 注意

- ここで説明するのは、非原産材料を使用した場合の基準です。
 - CTCルールにおいて比較対象となるのは、産品の製造に使用された非原産材料のみで、原産材料については確認する必要はありません（ただし、原産材料である旨の証明は必要です）。
- 確認の方法は「[4.2 CTCルールによって原産資格を確認するには](#)」（P. 27）を参照してください。

CTCルールの例

日タイ協定
HSコード:51.07の毛糸の場合



⚠ 注意

- 各EPAにおける品目別規則や一般規則を必ず確認してください。

3.3.2 付加価値基準（VAルール）について

■ 付加価値基準（VAルール）とは

付加価値基準（VAルール）とは、製品の生産過程において十分な価値（経費や利益を含む）が加えられるような加工が行われた場合、その産品を原産品とするものです。

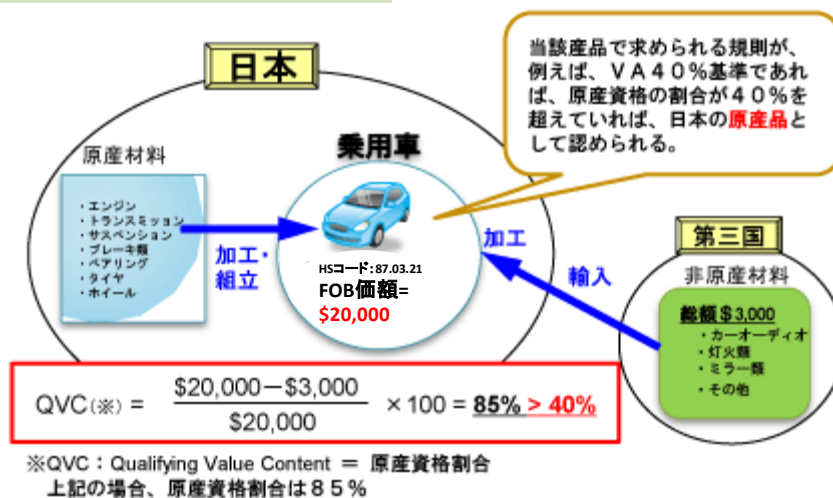
⚠ 注意

- ここで説明するのは、非原産材料を使用した場合の基準です。
- 日メキシコ協定、日アセアン協定では、原産資格割合を「RVC」と呼びます。
- 日ベトナム協定では、原産資格割合を「LVC」と呼びます。
- その他の協定（日スイス協定を除く）では、原産資格割合を「QVC」と呼びます。

🔍 参照 「[一般規則での原産地基準](#)」（P.23）の表も参照してください。

付加価値基準の例

日タイ協定
HSコード：87.03.21の乗用車の場合



⚠ 注意

- 各EPAにおける品目別規則や一般規則を必ず確認してください。

📝 メモ

- 輸出産品の価額（原則としてFOB価額）から非原産材料の価額を除いた価額を計算のうえ、輸出する産品の原産資格割合が品目別規則で求められる水準を満たしているか否かを確認します。（控除方式の場合）

3.3.3 加工工程基準（SPルール）について

■ 加工工程基準（SPルール）とは

主として繊維製品や一部化学品に対して使用される基準であり、EPA締約国内で、ある特定の生産、加工工程が実施された場合、その産品に原産資格を認める基準です。



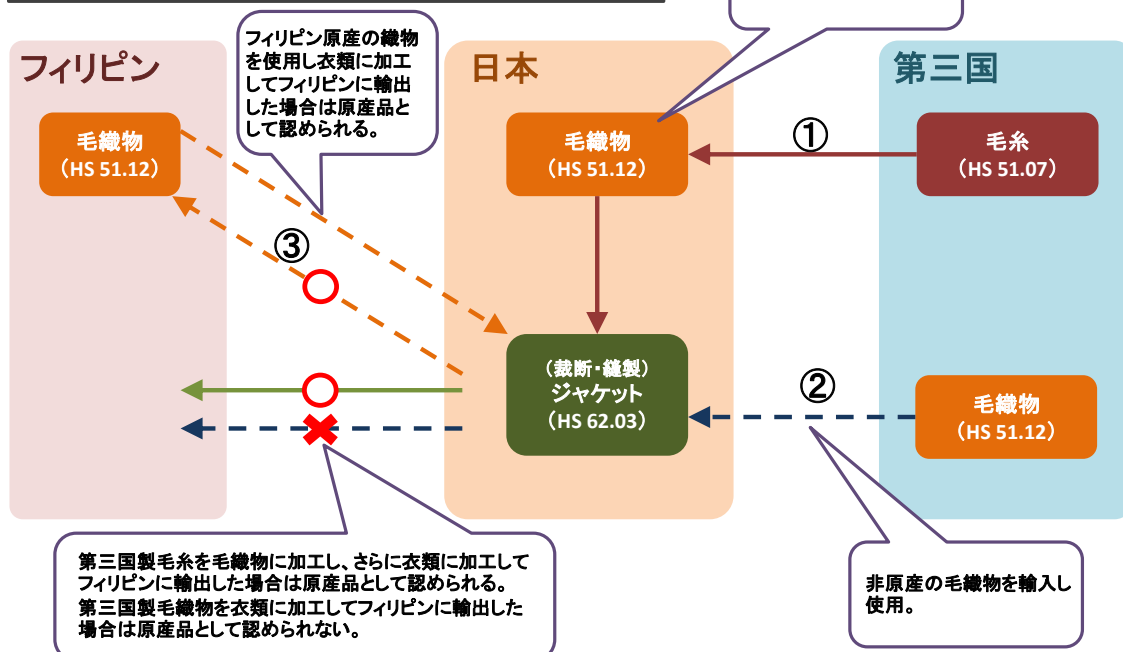
- 発給される第一種特定原産地証明書にも使用する材料・部品や、工程に関する内容の具体的な記載が必要となる場合があります。

■ 加工工程基準の例

日アセアン協定

HSコード: 62.03のジャケットの場合

日アセアン協定上、CC(HS 2桁の変更)、ただし非原産の織物類からの変更の場合には締約国又はアセアン諸国において製織されることを条件とする。



- 「締約国で製織されること」のルールにより、非原産の織物を輸入して使用する場合は加工工程基準を満たしていないことになります。
- 上記のケースでは、「フィリピン、日本又はASEANで織られた織物」を用いて、日本で裁断され、かつ縫製される必要があります。

3.4 カテゴリーD（日チリ協定、日メキシコ協定の み）

■ 日チリ協定、日メキシコ協定のみのもので原産地基準

EPA締約国において完全に生産される製品（HSコード第61類から第63類を除く）であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について、次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。

- ① 当該製品が組み立ててないか又は分解してある状態で締約国に輸入される場合であっても、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って組み立てられた製品として分類されること。
- ② 当該製品の関税分類の項において、当該製品自体及びその部分の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該製品の関税分類の号において、当該製品自体及びその部分の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること。

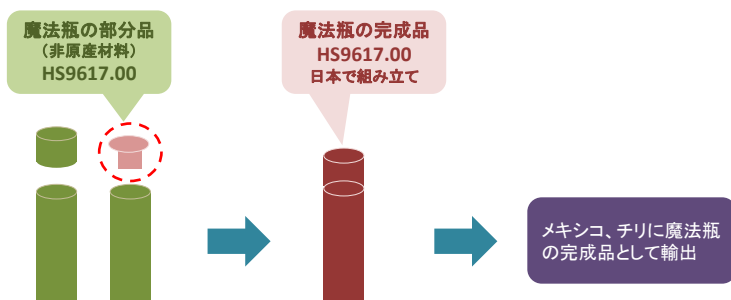
⚠ 注意

- 附属書（日メキシコ協定は附属書四、日チリ協定は附属書二）に別段の定めがある場合を除くほか、域内原産資格割合が50%以上（日メキシコ協定の場合。日チリ協定は、控除方式の場合は45%以上、積み上げ方式の場合は30%以上）であり、かつ、当該製品が全ての関連する要件を満たす場合に限ります。

✎ メモ

- ①について
組み立てられていないか、または分解された状態で、完成品として分類される製品を日本に輸入し、日本で組み立てたのち、完成品として産品を締約国に輸出する場合（日本輸入時に完成品のHSコードで輸入されているため、日本で組み立てを行ってもHSコードの変更が生じない場合）、上記域内原産資格割合を満たせば、原産品となります。
- ②について
HSコードにおいて、部分品と完成品の双方が、4桁または6桁レベルのHS品名上に明示的に記述され、かつ6桁レベルで同一のHSコードに分類されている産品を、非原産材料の部分品として購入し、日本で生産した場合（部分品と完成品のHSコードが同一であるため、完成品の組み立てを行っても、関税分類の変更が生じない場合）、上記域内原産資格割合を満たせば、原産品となります。

例：日本で魔法瓶（HS9617.00）の完成品を組み立てて輸出する場合



3.5 品目別規則について

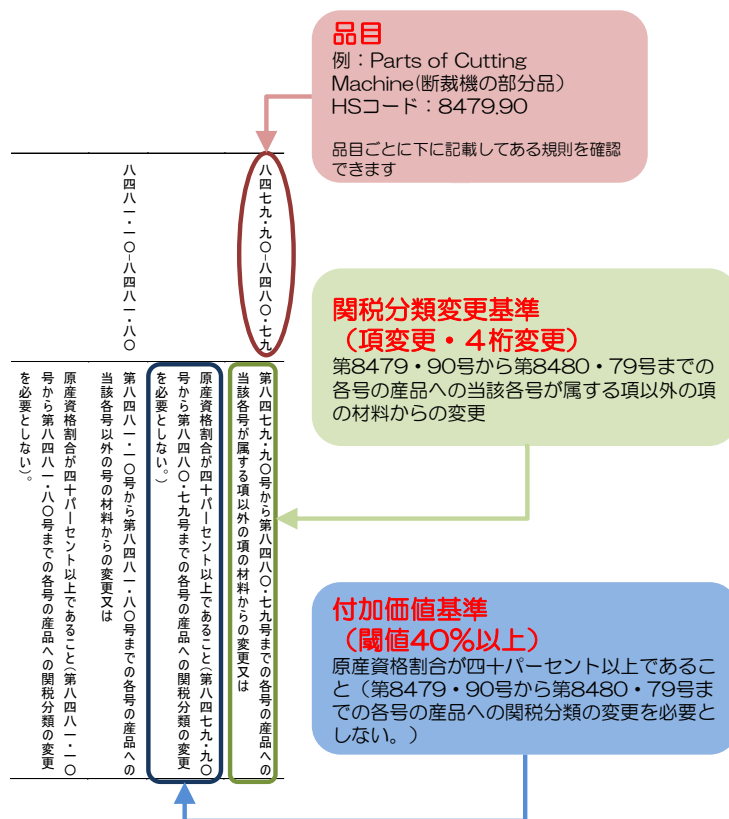
■ 品目別規則とは

HSコードごとに定められた原産地基準の規則です。

参照 規則の確認方法については「[規則の確認方法](#)」(P. 12)を参照してください。

■ 品目別規則の読み方

例として日フィリピン協定の品目別規則を使用して、読み方を説明します。



メモ

この場合、文中で「又は」とされているため、「関税分類変更基準」、または「付加価値基準」のどちらかの要件を満たせば、原産品となります。

参照 関税分類変更基準の詳細については「[3.3.1 関税分類変更基準 \(CTCルール\) について](#)」(P. 18)を参照してください。

付加価値基準の詳細については「[3.3.2 付加価値基準 \(VALルール\) について](#)」(P. 19)を参照してください。

3.6 一般規則について

■ 一般規則とは

EPAの多くが、全ての品目を品目別規則に記載していますが、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定では、例外的な取り扱いをする品目についてのみ品目別規則に記載しています。

日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定において、上記の品目以外の原産資格を確認する際に使用する規則のことを、本書内では「一般規則」と呼びます。

■ 一般規則での原産地基準

一般規則では、下記の協定において下記の基準を満たす場合、原産品となります。

一般規則と品目別規則がある協定	一般規則
日スイス協定（①か②を満たす）	① 関税分類変更基準 CTH（4桁変更） ② 付加価値基準 VNM（非原産材料価額）が工場渡し価額の60%以下＝原産資格割合40%以上 ※日スイス協定は付加価値基準算定の基礎となる製品の価格として工場渡し価額（EX-WORKS）を用いる。
日ベトナム協定（①か②を満たす）	① 関税分類変更基準 CTH（4桁変更） ② 付加価値基準 原産資格割合40%以上
日アセアン協定（①か②を満たす）	① 関税分類変更基準 CTH（4桁変更） ② 付加価値基準 域内原産割合40%以上
日インド協定（①と②両方を満たす）	① 関税分類変更基準 CTSH（6桁変更） ② 付加価値基準 原産資格割合35%以上



参照 規則の確認方法については「[規則の確認方法](#)」（P.12）を参照してください。




- ① 関税分類変更基準の詳細については「[3.3.1 関税分類変更基準（CTCルール）について](#)」（P.18）を参照してください。
- ② 付加価値基準の詳細については「[3.3.2 付加価値基準（VALルール）について](#)」（P.19）を参照してください。

ステップ4 輸出製品に関する原産資格を確認する

輸出製品について、輸入締約国税関でEPA特惠税率の適用を受けるためには、原産資格を有していることが前提となります。原産資格を有する製品のことを原産品と呼び、証明法では「特定原産品」と言います。

■ 原産品の基準

多くの協定では、原産品は以下の3つに分類されます。

原産品の種類	概要
<p>カテゴリーA 完全生産品</p>	<p>締約国（我が国）の領域において完全に得られ、または生産される製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例：農水産品、鉱物資源 ● 農林水産品に関する添付書類について 農林水産品を輸出する場合には、品目ごとに各種添付書類を作成、または入手して、保存する必要があります。 <p> 「3.1 カテゴリーA 完全生産品」 (P. 13)</p>
<p>カテゴリーB 原産材料のみから生産される製品</p>	<p>（協定や品目別規則の要件を満たした）原産材料のみを使用して生産された製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「原産材料」とは 原産資格を有する材料のこと。製品の生産に使用された一次材料（製品の直前の材料）が協定の品目別規則を満たしているものを含む。 ● 日インド協定には、「原産材料のみから生産される製品」のカテゴリーはありません。 <p> 「3.2 カテゴリーB 原産材料のみから生産される製品」 (P. 15)</p>
<p>カテゴリーC 非原産材料を使用して生産される製品</p>	<p>一次材料（製品の直前の材料）に、非原産材料を使用して生産される製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「非原産材料」とは 締約国外で得られ、または生産された材料のこと。日本で生産されているとしても、原産資格の立証がされていないものは非原産材料となる。 <p> 「3.3 カテゴリーC 非原産材料を使用して生産される製品」 (P. 17)</p>

 **注意**

日チリ協定、日メキシコ協定においては、カテゴリ-Dの規定があります。

4.1 原産材料のみから生産する産品を確認するには

このカテゴリに該当する最終生産品の生産者は、生産過程で使用した材料が全て原産材料であるかどうかを確認する必要があります。以下の点を踏まえ、該当する産品かどうかを確認してください。

- 輸出産品の材料について、日本で調達しただけでは原産材料とは言えません。その材料が該当EPAの原産品であることが必要です。
- 具体的には、輸出される産品ごとに「[確認方法の例](#)」(P. 26)のような表を作成し、その産品の輸入国の取引に関する情報や利用する協定、および輸出される産品の情報を記載する。また、生産に使用した原産材料の情報、原産・非原産の判断に使用した基準(確認方法など)を整理して、このカテゴリに該当するかどうか確認してください(農林水産品については、以下のような表に代えて、品目ごとに必要な添付書類が求められます。詳しくは、「[農林水産品に関する添付書類](#)」(P. 77)の付属資料を参照ください。)
- 材料が他社から供給されている場合は、供給業者からその材料が該当EPA上の原産品に該当する旨の確認を文書(例:念書や宣誓書による書簡、契約書や納品書上での記載)の形で提出してもらい、証明資料として保存してください。証明資料は各EPAの規定により、3年または5年の保存義務があります。
- 最終生産品の生産過程で「累積」を活用してEPA締約相手国の材料を原産材料として使用した場合、その材料がEPA締約相手国の原産品であることを証する書類(相手国発給の同協定に基づく原産地証明書の写しなど)を証明資料として保存してください。

確認方法の例

以下のような表を作成し、確認作業をしてください。

平成 年 月 日
判定依頼者 印

【協定名】日インドネシア協定

【対象産品】生産国: 日本、製造場所: ○○工場
【適用した原産地規則】B

記載不要です。

産品		部材			
HSコード	産品名	HSコード	部品名	単価	原産情報等
8471.30	Portable digital automatic data processing machine (personal computer)		Electronic intergrade circuits (CPU)		サプライヤー証明書、C基準VA60%
			Calculating device		サプライヤー証明書、C基準VA70%
			半導体メモリー		サプライヤー証明書、C基準CTH項変更
			ハードディスク		サプライヤー証明書、C基準CTH項変更
			液晶画面		サプライヤー証明書、C基準VA60%

原産材料とする場合、サプライヤー証明書等(詳細は、経済産業省ホームページの「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html)を参照)で、材料の原産性を証明することが必要。

⚠ 注意

- 原産資格確認のために作成いただいた表などの書類(写し)は、日本商工会議所の求めがあった場合、提出していただくことがあります。また、輸入相手国での通関時、または通関後に、輸入締約国の税関当局から当該産品の原産資格の確認が日本政府に要請された場合も、これらの書類(写し)の提出や実地確認を求められることもありますので、適切に保存してください。
- 日本商工会議所に対する原産品判定依頼(詳しくは「発給システム操作編」の「ステップ6 原産品判定依頼をする」を参照してください。)は、生産者、または輸出者が行うことができます。原産品判定依頼者が生産者でない場合は、同様の資料を生産者から受領してください。

4.2 CTCルールによって原産資格を確認するには

CTCルールにより原産資格を確認するためには、最終生産品のHSコードと、その製品の生産に使用した非原産材料のHSコードとの間で、CTCルールに基づくHSコードの変更が起きているかどうかを調べます。

注意

- 輸出品の材料は、日本で調達しただけでは原産材料とは言えません。その材料が該当EPA原産地規則の原産品の条件を満たしたものであることが必要です。

確認方法の例

以下のような表を作成し、確認作業をしてください。

平成 年 月 日
判定依頼者 印

【協定名】日インドネシア協定
【対象産品】生産国：日本、製造場所：〇〇工場
【適用した原産地規則】関税分類変更基準：CTSH(号変更)

僅少を使用する場合を除いて、記載不要です。

産品		部材			
HSコード	産品名	HSコード	部品名	単価	原産情報等
8471.30	Portable digital automatic data processing machine (personal computer)	8542.21	Electronic intergrade circuits (CPU)		非原産材料 台湾から輸入、インボイスあり
		8470.30	Calculating device		非原産材料 unknown
		8542.21	半導体メモリー		非原産材料 unknown
		8471.70	ハードディスク		非原産材料 unknown
		8471.60	液晶画面		非原産材料 unknown

全ての非原産材料のHSコードが、輸出品のHSコードと比較して定められている桁数で(この場合6桁)で変更していることを確認できるようにします。

注意

- 原産資格確認のために作成いただいた表などの資料は、日本商工会議所の求めがあった場合、提出していただくことがあります。また、輸入相手国での通関時、または通関後に、輸入相手国の税関当局から当該産品の原産資格の確認が要請された場合も、これらの資料の提出や実地確認を求められることがありますので、適切に保存してください。
- 日本商工会議所に対する原産品判定依頼（詳しくは「発給システム操作編」の「ステップ6 原産品判定依頼をする」を参照してください。）は、生産者、または輸出者が行うことができます。生産者でない者が原産品判定を行う場合は、上記と同様の資料を生産者から受領した上でご依頼ください。

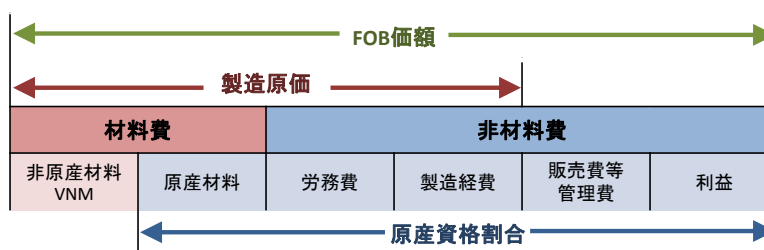
- 上記を含む保存すべき資料については、経済産業省ホームページの「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html)を参照してください。
- 投入された非原産材料の品目数が膨大で全てのHSコードを把握することが困難な場合は、企業内の仕入・在庫管理に関するルールに従い、CTCルールを満たす範囲でまとめた形（例：部品一点一点ではなく、固まりとしての部分品）のHSコード（6桁）を調べてください。

4.3 VAルールによって原産資格を確認するには

VAルールにより原産資格を確認するためには、協定ごとに定められた原産資格割合の計算方法を確認してください。主な計算方法は以下のとおりです。

方式	計算式
① 控除方式	$(\text{輸出製品の価額} - \text{非原産材料の合計価額}) \div \text{輸出製品の価額} \times 100$
② 積み上げ方式	$\text{原産材料と非材料費の合計価額} \div \text{輸出製品の価額} \times 100$ ● 日チリ協定の場合 $\text{原産材料の価額} \div \text{輸出製品の価額} \times 100$

①、②の考え方で原産資格割合が何%になるか



⚠ 注意

- 日スイス協定の場合、付加価値基準は非原産材料の合計価額（VNM）が工場渡し価額に対して何%以下という基準です。
- 救済規定については、「[救済規定1](#)」（P.47）および「[救済規定2](#)」（P.49）を参照してください。

■ VA ルール確認方法の例

以下のような表を作成し、確認作業をしてください。

【協定名】日インドネシア協定		平成 年 月 日					
【対象製品】生産国：日本、製造場所：〇〇工場 【適用した原産地規則】付加価値基準：VA		判定依頼者 印					
HSコード	製品名	FOB価額 (出荷価格)	FOB価額 (円換算)	付加価値	非原産材価格	原産資格割合	関値
8471.30	Portable digital automatic data processing machine (personal computer)	\$2,222	¥200,000	¥170,000	¥30,000	85%	40%
(HSコード)	部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価格情報		
(8542.21)	半導体メモリー	原産(インドネシア)	¥20,000	④特恵〇〇あり	累積利用、締約国発給特恵〇〇あり		
(8471.70)	ハードディスク	原産(日本)	¥20,000	⑤サプライヤー証明書(〇〇(株)〇〇工場)	付加価値基準80%		
(8471.60)	液晶画面	原産(日本)	¥30,000	⑥サプライヤー証明書(〇〇(株)△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、請求書		
		原産材価格合計	¥70,000				
(8542.21)	Electronic Intergrade	非原産	¥20,000	②	台湾から輸入、インボイスあり		
(8470.30)	Calculating device	非原産	¥10,000	③	単価産出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録		
		非原産材価格合計	¥30,000				
生産コスト・経費		—	¥40,000		製造原価明細		
利益		—	¥30,000		製造原価明細		
輸送コスト・チャージ		—	¥30,000		製造原価明細、国内輸送取引明細、通関料者取引明細など		
		非原材料費合計	¥100,000	⑦			
FOB価格		—	¥200,000	①	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録		
外国為替レート US\$ = ¥90			\$2,222				

控除方式の計算式には原産材料の価格は出てきません。この方式である限り、単価の立証は不要です。ただし、日本またはEPA締約相手国の原産材料が輸出製品の製造に使用されていることを示す証拠が必要です。

協定に基づく原産資格割合を満たしていることが条件です。例：原産材料の合計価格は輸出産品FOB価額の40%以上

原産資格割合計算の例

- 上記表内の例において、輸出産品（HS8471.30）に求められる原産資格割合（^{しきい}関値）は、40%以上で計算しています。

①～⑦は上の表内に記載の数字です。表と合わせてご覧ください。

- ① 控除方式：（輸出産品の価額 - 非原産材料の合計価額） / 輸出産品の価額 × 100

$$(200,000円 - 30,000円) / 200,000円 = 85\% \text{ (関値40\%以上)}$$

$$(\text{①} - \text{②} + \text{③}) / \text{①}$$

- ② 積み上げ方式：原産材料と非材料費の合計価額 / 輸出産品の価額 × 100

$$170,000円 / 200,000円 = 85\% \text{ (関値40\%以上)}$$

$$\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} / \text{①}$$

- ③ 非材料費からのアプローチ：（輸出産品の価額 - 材料費合計価額） / 輸出産品の価額 × 100

$$(200,000円 - 100,000円) / 200,000円 = 50\% \text{ (関値40\%以上)}$$

$$\{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥})\} / \text{①}$$

 **注意**

- 原産資格確認のために作成いただいた表などの資料は、**日本商工会議所の求めがあった場合、提出いただくことがあります**。また、輸入締約国での通関時、または通関後に、輸入締約国の税関当局から当該製品の原産資格の確認が要請された場合も、これらの資料の提出や実地確認を求められることがありますので、適切に保存してください。
- 日本商工会議所に対する原産品判定依頼（詳しくは「発給システム操作編」の「ステップ6 原産品判定依頼をする」を参照してください。）は、生産者、または輸出者が行うことができます。生産者でない者が原産品判定依頼を行う場合は、上記と同様の資料を生産者から受領した上でご依頼ください。
- 上記を含む保存すべき資料については、経済産業省ホームページの「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html）を参照してください。
- 原産資格を得るために必要な「輸出される製品に対して付加された価値の割合（原産資格割合）」は、EPAによって異なるので、必ず各EPAの品目別規則などをよく確認してください。品目別規則について詳しくは「[3.5 品目別規則について](#)」（P. 22）を参照してください。
- EPA、および製品によっても異なりますが、多くの場合、原産資格割合「40%以上」という閾値を設定しています（日スイス協定では非原産材料価額が60%以下）。原産資格割合を計算する方法は、多くのEPAで「控除方式」が採用されています。日チリ協定では、「控除方式（閾値45%以上）」「積み上げ方式（閾値30%以上）」の両方が採用されています。
- VAルールに基づく原産資格割合の計算において、輸出製品の取引価格は、原則としてその製品の輸出における「FOB価額」（日スイス協定は「工場渡し価額」（EX-WORKS））を使用します。また、製品の生産に使用される非原産材料の価格は、非原産材料は通常輸入されるケースが多いため、原則として非原産材料の輸入における「CIF価格」を使用します。しかし、非原産材料を国内から仕入れたためその非原産材料のCIF価格が分からない場合は、納入先との取引価格で代用しても問題ありません。
- 原産資格割合を計算する場合に使用する価格（原価）は、輸出製品の生産に使用される原材料や費用の実際の価格（実際原価）を使用することを推奨します。しかし、部品の種類や数が膨大、原材料の価格変動が大きい、製品自体の価格変動が大きいなどの理由により実際原価を使用することが困難である場合は、自社が採用する会計基準に基づき、標準原価や予定原価を使用しても構いません。ただし、この場合、定期的に実際の発生額との差異をチェックし、EPAに定められた閾値を常に超えていることを確認してください。
- 原産資格割合がEPAに定められる閾値を超えていれば原産品ということになりますが、原産資格割合と閾値の差が小さい場合、価格が大きく変動したり、為替が変動したりすると、閾値を下回る可能性があります。閾値以上とならない場合は原産品ではなくなりますので、このような場合は速やかに日本商工会議所に原産品判定の取り消しを申し出てください。そのため、原産資格割合の算定に一定期間の平均値を使用するのではなく、閾値を常に超えているか定期的に（毎月など）確認するなど、常に原産資格割合の管理を行うことを推奨します。
- 救済規定については、「[救済規定 1](#)」（P. 47）および「[救済規定 2](#)」（P. 49）を参照してください。

もっと詳しく知りたい方へ

第一種特定原産地証明書発行までの事前準備について、前述のステップにかかわる内容をより詳しく説明します。

World Tariffとは

「World Tariff」とは、米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベースです。日本では日本貿易振興機構が同社と契約し、日本の居住者はどなたでも、日本貿易振興機構ホームページの「世界各国の関税率」から無料でWorld Tariffをご利用いただけます。

「[ステップ2 EPA特惠税率設定の有無や税率を確認する](#)」（P.10）で輸入者を通じての輸入締約国の税率の確認が困難な場合は、World Tariffからでも確認することができます。

注意

- 「World Tariff」を利用するには、利用者登録が必要です。日本居住者であれば、氏名、住所などを入力するだけで登録可能です。
- World Tariffを利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。

- 日本貿易振興機構ホームページ「World Tariff」：<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

世界各国の関税率

このページを印刷する



米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特惠税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。

[詳しく見る](#)

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

譲許表

■ 譲許表とは

各EPAの品目ごとの関税撤廃・削減の方法、およびスケジュールについて規定された表のことです。

■ 譲許表の読み方

- 例：日インドネシア協定 譲許表

Column 1 HSコード	Column 2 品名	Column 3 EPA特惠税率の算出 の基となる税率	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Good	Base Rate	Category	Notes
70.14	Signalling glassware and optical elements of glass (other than those of heading 70.15), not optically worked.			
7014.00.10.00	- For motor vehicles	5%	B3	2
7014.00.90	- Other:		A	
7014.00.90.10	-- For lighthouse lamps, ships lanterns, locomotive and railway rollingstock lanterns, lamps for aircraft and beacons			
7014.00.90.90	- Other	5%	B3	

Column 4
関税の引き下げ・撤廃
の区分

Column 5
Column4の「区分」が示
す内容の注釈


Category (区分) の説明

区分	内容
A	即時関税撤廃
B	協定の発効日からの毎年均等な段階的削減（段階的関税引き下げ撤廃品目）
P	協定の発効日から不均等な関税引き下げ、または撤廃（段階的関税引き下げ撤廃品目）
Q	関税割当（輸出国が発給する証明書が必要）
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃などを交渉（再交渉品目）
X	関税撤廃などの譲許なし（除外品目）



- 各EPAにより、譲許表のコラムの配置や内容が異なります。

- アルファベットの後に数字が入る場合は、各EPAで定められた関税引き下げや撤廃の期間などを表しています。
- 注釈（例ではColumn 5）では、区分（例ではColumn 4）に対する注釈を数字で表しています。注釈の内容は各EPAにより異なります。

 **参照** 上記について詳しくは、下記の「[各国の譲許表](#)」（P. 33）を参照してください。

各国の譲許表

下記のリンクから各国の譲許表が参照できます。




- 下記の譲許表は全て英文です。
- 日本商工会議所のホームページ（<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/3.html>）からも確認できます。

EPA締約国	参照先
メキシコ	メキシコ向け輸出製品の譲許表は200頁（337頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/pdfs/kyoutei/01_en.pdf
マレーシア	マレーシア向け輸出製品の譲許表は英文の249頁以降参照 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf
チリ	チリ向け輸出製品の譲許表は英文の148頁（270頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/annex.pdf
タイ	タイ向け輸出製品の譲許表は英文の190頁（309頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf
インドネシア	インドネシア向け輸出製品の譲許表は英文の149頁（261頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex1.pdf
ブルネイ	ブルネイ向け輸出製品の譲許表は英文の124頁（221頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/annex1.pdf
フィリピン	フィリピン向け輸出製品の譲許表は英文の278頁以降参照 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex1.pdf
スイス	スイス向け輸出製品の譲許表は英文の157頁（276頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/annex1.pdf
ベトナム	ベトナム向け輸出製品の譲許表は英文の150頁（225頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex1.pdf

インド	インド向け輸出製品の譲許表は英文の4頁（126頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_x01_e.pdf
ペルー	ペルー向け輸出製品の譲許表は英文の142頁（316頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/region/latin/peru/epa201105/pdfs/jpepa_x01_e.pdf
オーストラリア	オーストラリア向け輸出製品の譲許表は英文の4頁（235頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/files/000044323.pdf
モンゴル	モンゴル向け輸出製品の譲許表は英文の155頁（312頁と記載）以降参照 http://www.mofa.go.jp/files/000067717.pdf
アセアン	国別に譲許表が異なるため、輸出国の譲許表を確認 http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex1.html

日アセアン協定の場合の譲許表

日アセアン協定における原産地規則は共通ですが、譲許表（関税撤廃スケジュール）は国によって異なります。

 **参照** 譲許表の読み方について詳しくは、「[譲許表の読み方](#)」（P. 32）を参照してください。

■ 日アセアン協定各国共通の区分について

日アセアン協定における各国共通の区分の表記について説明します。

区分	内容
A	即時関税撤廃
Bn (nは数値)	協定の発効日から (n + 1回) の毎年均等な段階的削減（段階的関税引き下げ撤廃品目）
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃などを交渉（再交渉品目）
C	関税維持
X	関税撤廃などの譲許なし（除外品目）

メモ

- 日アセアン協定は2008年に発効し、発効年を1年目と数えるため、例えば2018年は11年目になります。

■ 各 EPA の区分と注釈

日アセアン協定における国ごとに異なる区分について説明します。

タイ

区分	注釈 (Note)	内容
B6*		ベースレートを維持し、7年目に関税撤廃
B9*		ベースレートを維持し、10年目に関税撤廃
B10*		ベースレートを維持し、11年目に関税撤廃
R	(a)	11分割して、段階的に10%まで削減
Q	(b)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを27%とし、11分割して段階的に関税撤廃
Q	(c)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを40%とし、11分割して段階的に関税撤廃
Q	(d)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを20%とし、11分割して段階的に関税撤廃
P	(e)	発効時にMFN税率と5%の低い方を適用し、6年目に関税撤廃
R	(f)	11分割して、段階的に20%まで削減

インドネシア

区分	注釈 (Note)	内容
B2*		2010年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃※）
B3*		2011年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃）
B4*		2012年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃）
B5*		発効時に13%、09年10%、10年8%、11年6%、12年4%、13年に撤廃
R	(a)	17分割して段階的に5%まで削減

※発効年にかかわらず、関税撤廃年が決められています。

マレーシア

区分	注釈 (Note)	内容
B2*		発効時および2009年はCEPTの関税率もしくは5%の低い方を適用、2010年に撤廃

B5*		発効時に関税率を20%、4年目に10%まで削減し、6年目に撤廃
B7*		発効時に関税率を20%、6年目に10%まで削減し、8年目に撤廃
B9*		2017年までに段階的関税撤廃（年限撤廃）
B10*		発効時に関税率を15%、6年目に10%、8年目に5%まで削減し、11年目に撤廃
R	(a)	11分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	11分割して段階的に10%まで削減
R	(c)	11分割して段階的に20%まで削減
R	(d)	発効時に関税率を50%、6年目に30%、11年目に20%まで削減

ベトナム

区分	注釈 (Note)	内容
B5*		ベースレートを維持し、6年目に関税撤廃
B10*		ベースレートを維持し、11年目に関税撤廃
B10*※	(a)	発効時に関税を2%まで削減し、11年目に関税撤廃
B10*※	(b)	発効時に関税を3%まで削減し、11年目に関税撤廃
B10*※	(c)	発効時はベースレート、2年目に1%まで削減し、11年目に撤廃
B10*※	(d)	発効時はベースレート、2年目に3%まで削減し、11年目に撤廃
B15*		ベースレートを維持し、16年目に関税撤廃
B16*		ベースレートを維持し、17年目に関税撤廃
R1		ベースレートを維持し、18年目に5%まで削減
R2		ベースレートを維持し、16年目に50%まで削減
※		CKDに該当。ベトナム国内の分類に従う（実質的に存在しなくなったライン）

フィリピン

区分	注釈 (Note)	内容
B4*		ベースレートを維持し、5年目に関税撤廃
B5*		発効時はベースレート、2年目より5段階で関税撤廃
B5**		ベースレートを維持し、6年目に関税撤廃
B10*		発効時はベースレート、2年目より10段階で関税撤廃

B10**		5年目までベースレート維持、6年目より6段階で関税撤廃
R	(a)	11分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	発効時はベースレート、2年目に20%まで削減
R	(c)	ベースレートを維持し、9年目に5%まで削減

カンボジア・ラオス・ミャンマー

X=ベースレート	ラオス・ミャンマーは各年4月1日、カンボジアは各年1月1日までに実施							
	2008	2011	2014	2017	2019	2021	2023	2026
$40\% \leq X$	ベースレート	40%	30%	25%	20%	10%	5%	0%
$35\% \leq X < 40\%$	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	0%
$30\% \leq X < 35\%$	30%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	0%
$25\% \leq X < 30\%$	25%	20%	20%	15%	15%	10%	5%以下	0%
$20\% \leq X < 25\%$	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%以下	0%
$15\% \leq X < 20\%$	15%	15%	15%	10%	10%	10%	5%以下	0%
$10\% \leq X < 15\%$	10%	10%	10%	10%	8%	5%	5%以下	0%
$7\% \leq X < 10\%$	7%※	7%※	7%※	5%	5%	5%	5%以下	0%
$5\% \leq X < 7\%$	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%以下	0%
< 5%	ベースレート							0%

※ミャンマーについて、表中の7%に該当する税率が7.5%の場合、7.5%の税率を維持可能とする。

上記以外は以下の通り

区分	注釈 (Note)	内容
R	(a)	ベースレートを維持し、19年目に5%に削減

ブルネイ

区分	注釈 (Note)	内容
R	(a)	9分割して、段階的に5%まで削減
R	(b)	11分割して、段階的に5%まで削減

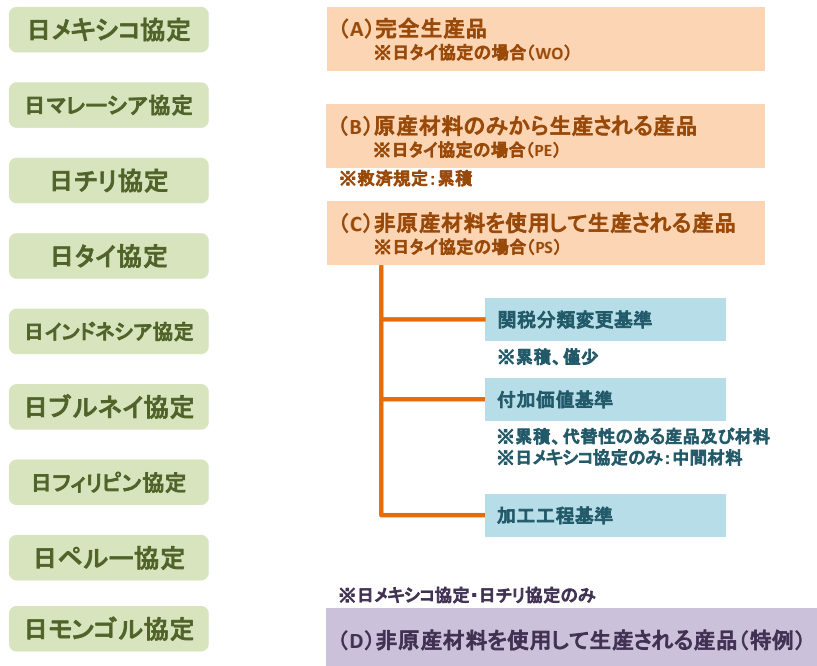
シンガポール

全て即時撤廃のため、譲許表なし。

EPAごとの輸出産品に関する原産資格の判定基準

「[ステップ4 輸出産品に関する原産資格を確認する](#)」(P. 24)にある、各EPAの輸出産品の原産資格判断基準を図解して説明します。

■ 二国間経済連携協定（日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定、日オーストラリア協定を除く）

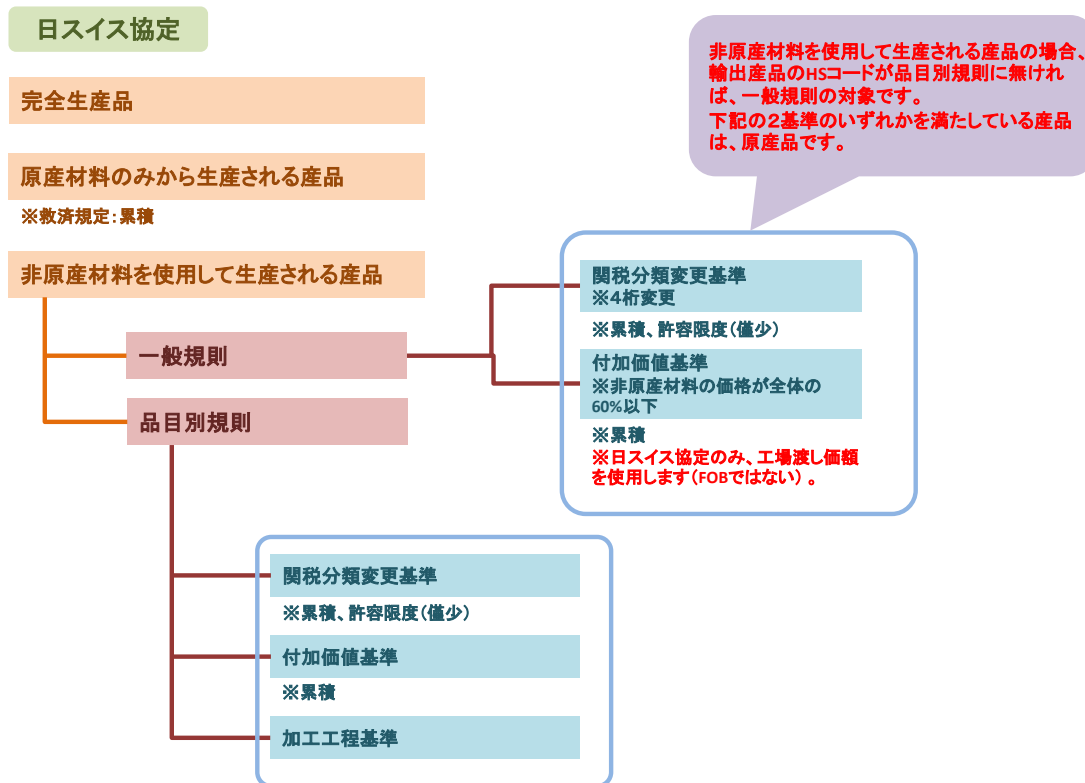


参照 救済規定について詳しくは「[救済規定1](#)」(P. 47)、「[救済規定2](#)」(P. 49)、「[救済規定3](#)」(P. 50)を参照してください。

■ 二国間経済連携協定（日スイス協定）

非原産材料を使用して生産される製品には、「一般規則」と「品目別規則」という2つの基準があります。「品目別規則」で規定のない品目は、「一般規則」が適用されます。

参照 一般規則について詳しくは、品目別規則について詳しくは、「[3.5 品目別規則について](#)」(P. 22) を参照してください。



⚠ 注意

- 日スイス協定の場合、付加価値基準は非原産材料の合計価額（VNM）が工場渡し価額に対して何%以下という基準です。
- 日スイス協定には、他協定と異なる表現があるので、注意してください。
例：Tolerance（許容限度）→ 他協定では De Minimis（僅少） など

■ 二国間経済連携協定（日ベトナム協定）

日ベトナム協定

(WO)完全生産品

(PE)原産材料のみから生産される産品

※救済規定:累積

非原産材料を使用して生産される産品

一般規則

品目別規則

関税分類変更基準

※4桁変更

※累積、僅少

付加価値基準

※原産資格割合が40%以上

※累積、同一のまたは交換可能な材料

関税分類変更基準

※累積、僅少

付加価値基準

※累積、同一のまたは交換可能な材料

加工工程基準

非原産材料を使用して生産される産品の場合、輸出産品のHSコードが品目別規則に無ければ、一般規則の対象です。下記の2基準のいずれかを満たしている産品は、原産産品です。

■ 二国間経済連携協定（日インド協定）

日インド協定

(A)完全に得られ、または生産される産品

(B)非原産材料を使用して生産される産品

一般規則

品目別規則

関税分類変更基準

+ 付加価値基準

※6桁変更+原産資格割合が35%以上

※累積、僅少、代替性のある産品および材料

関税分類変更基準

※累積、僅少

付加価値基準

※累積、僅少、代替性のある産品および材料

加工工程基準

非原産材料を使用して生産された産品の場合、輸出産品のHSコードが品目別規則に無ければ、一般規則の対象です。下記の基準を満たしている産品は、原産産品です。

■ 二国間経済連携協定（日オーストラリア協定）

日オーストラリア協定

(WO)完全生産品

(PE)原産材料のみから生産される製品

※救済規定:累積

(PSR)非原産材料を使用して生産される製品

関税分類変更基準

※累積、僅少

付加価値基準

※累積

加工工程基準

■ 日アセアン経済連携協定

日アセアン協定

(WO)完全生産品

(PE)原産材料のみから生産される製品

※救済規定:累積

非原産材料を使用して生産される製品

一般規則

品目別規則

関税分類変更基準

※4桁変更

※累積、僅少

付加価値基準

※域内原産割合が40%以上

※累積、「同一のまたは交換可能な材料」

関税分類変更基準

※累積、僅少

付加価値基準

※累積、「同一のまたは交換可能な材料」

加工工程基準

非原産材料を使用して生産される製品の場合、輸出製品のHSコードが品目別規則に無ければ、一般規則の対象です。下記の2基準のいずれかを満たしている製品は、原産品です。

各EPAにおける原産地規則／品目別規則

各EPAの原産地規則、品目別規則は下記のリンク先から確認できます。



- 日本商工会議所ホームページでも確認可能です。

参照 詳しくは、「[規則の確認方法](#)」(P. 12)を参照してください。

■ 日メキシコ協定

原産地規則：英文は23頁以降、和文は36頁以降を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/pdfs/kyoutei/mexico_en.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/pdfs/kyoutei/mexico_ja.pdf

品目別規則：日メキシコ協定の附属書4を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/pdfs/kyoutei/04_en.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/pdfs/kyoutei/04_ja.pdf

■ 日マレーシア協定

原産地規則：英文は27頁以降、和文は43頁（42頁と記載）以降を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/content.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/wabun.pdf

品目別規則：日マレーシア協定の附属書2を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku02.pdf

■ 日チリ協定

原産地規則：英文は17頁以降、和文は26頁以降（25頁と記載）を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/kyotei.pdf

品目別規則：英文は316頁以降（438頁と記載）、和文は202頁以降（386頁と記載）を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/annex.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/fuzokusho.pdf

■ 日タイ協定

原産地規則：英文は25頁以降、和文は41頁以降（40頁と記載）を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf

品目別規則：日タイ協定の附属書2を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf

■ 日インドネシア協定

原産地規則：英文は27頁以降、和文は43頁以降を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/mokuji.pdf

品目別規則：日インドネシア協定の附属書2を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/fuzoku02.pdf

■ 日ブルネイ協定

原産地規則：英文は23頁以降、和文は37頁以降を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/mokuji.pdf

品目別規則：日ブルネイ協定の附属書 2 を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/fuzoku02.pdf

■ 日フィリピン協定

原産地規則：英文は31頁以降（30頁と記載）、和文は45頁以降（44頁と記載）を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/main.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/mokuji.pdf

品目別規則：日フィリピン協定の附属書 2 を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku02.pdf

■ 日スイス協定

原産地規則

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/mokuji.pdf

品目別規則：日スイス協定の附属書 2 付録 1 を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/fuzoku02.pdf

■ 日ベトナム協定

原産地規則：英文は21頁以降、和文は35頁以降を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/mokuji.pdf

品目別規則：日ベトナム協定の附属書 2 を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/fuzoku02.pdf

■ 日インド協定

原産地規則：英文は35頁以降、和文は47頁以降を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_ba_e.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_ba_j.pdf

品目別規則：日インド協定の附属書 2 を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/india/epa201102/pdfs/ijcepa_x02_e.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/ijcepa_x02_j.pdf

■ 日ペルー協定

原産地規則：英文は39頁以降、和文は56頁以降を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/peru/epa201105/pdfs/jpepa_ba_e.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_ba_j.pdf

品目別規則：日ペルー協定の附属書 3 を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/peru/epa201105/pdfs/jpepa_x03_e.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/pdfs/jpepa_x03_j.pdf

■ 日オーストラリア協定

原産地規則：英文は44頁以降、和文は63頁以降を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/files/000044322.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000044303.pdf

品目別規則：附属書 3 を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/files/000044324.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000044306.pdf

■ 日モンゴル協定

原産地規則：英文は39頁以降、和文は53頁以降を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/files/000067716.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067594.pdf

品目別規則：附属書 2 を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/files/000067718.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067596.pdf

■ 日アセアン協定

原産地規則：英文は22頁以降、和文は34頁以降を参照


言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k.pdf

品目別規則：日アセアン協定の附属書 2 を参照

言語	URL
英文	http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k2.pdf

救済規定 1

各EPAに定められたCTCルールを満たせない場合（一部のEPAではSPルールを満たせない場合も含む）、下記の救済規定を利用できるか確認してください。

 **参照** CTCルールについて詳しくは、「[3.3.1 関税分類変更基準（CTCルール）について](#)」（P.18）を参照してください。

きんしょう

■ 僅少の非原産材料（デミニマス／De Minimis）

最終生産品と非原産材料のHSコードが同一の類、項または号であるために、関税分類変更基準（CTCルール）を満たすことができない場合があります。この場合、最終生産品の生産に使用される非原産材料が一定の割合以下のものについては、CTCルールから除いて考えることができます。

EPAでは、この救済規定を「僅少の非原産材料（僅少（デミニマス／De Minimis）、DMI）」と言います。具体的には以下のように定められています。

- 例：日インドネシア協定
- ① HSコードの第28類から第49類及び第64類から第97類までの各類に規定する製品については、CTCルールを満たさない非原産材料の価格割合がその製品の価額の10%以下
- ② HSコードの第50類から第63類までの各類に規定する製品については、CTCルールを満たさない非原産材料の重量がその製品の重量の7%以下

注意

- 日スイス協定の場合、僅少ではなく「許容限度」と表現されます。
- 僅少を適用できない品目もあります。

僅少の例

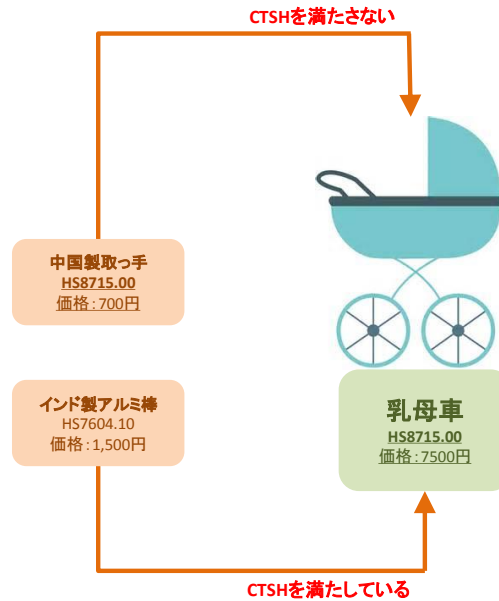
- 例として、日マレーシア協定を利用し、乳母車（HSコード：8715.00）の原産地規則を使用する場合

乳母車の原産地規則

HS8712.00号からHS8716.90号の製品への当該各号以外の材料からの変更または、原産資格割合が40%以上であること（HS8712.00号からHS8716.90号までの各号の製品への関税分類変更を必要としない）。

仮定

A社は乳母車が原産品であることを証明するために、関税分類変更基準を選択。乳母車は中国製の取っ手、インド製のアルミ棒から製造されている。



通常、非原産材料を使用しているので、品目別規則を満たすためにはHSコードが6桁変更（CTSH、または号変更）している必要があります。

インド製のアルミ棒はCTSHを満たしているが、中国製取っ手は満たしておらず、HSコードの変更がなされていないため、乳母車は特定原産品となりません。

ただし、中国製取っ手の価格は乳母車価格の10%以下であったため、僅少の規定を適用することでこの乳母車は特定原産品とみなすことができます。


メモ

- 僅少規定は、非原産材料のみが対象となります。

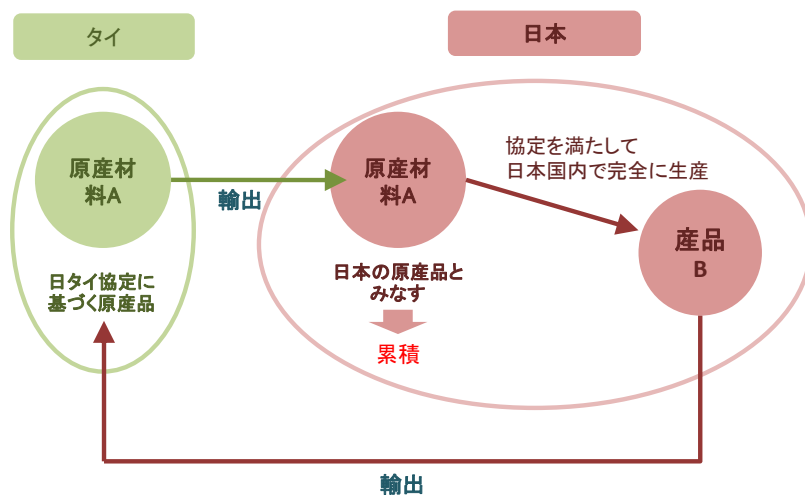
救済規定 2

■ 累積 (Accumulation)

最終生産品の生産過程でEPA締約相手国の原産品を材料として使用した場合、この原産品を日本の原産材料とみなすことができます。これを「累積 (AGU)」と言います。

- 例：日タイ協定の場合


「相手国で作ったモノは、自国で作ったモノ」とみなす考え方（「モノ」の累積）



参照 日アセアン協定の累積について詳しくは「[日アセアン協定の累積に関して留意すべき事項](#)」(P. 52) を参照してください。

救済規定 3

各EPAに定められたVAルールを満たせない場合など、下記の救済規定を利用できるか確認してください。

 **参照** VAルールについて詳しくは、「[3.3.2 付加価値基準（VAルール）について](#)」（P.19）を参照してください。

■ 代替性のある製品及び材料

代替性のある製品、及び材料の原産資格を判断するために、物理的に確認をするのではなく、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式（例：先入れ先出し方式、後入れ先出し方式、平均方式）に従って原産資格を決定された製品、及び材料を「代替性のある製品または材料（FGM）」と言います。

在庫において、原産地は異なるものの、その特性においては全く同質の製品や原材料が混在して保管されている場合など、それらを物理的に区別して原産品であるかどうかを確認するのは極めて困難です。例えば、サイロで保管される小麦などです。

メモ

- 日ベトナム協定及び日アセアン協定の場合、代替性のある製品及び材料ではなく「同一の又は交換可能な材料」と表現されます。
- 日スイス協定の場合、代替性のある製品及び材料ではなく「同一の又は交換可能な原産品及非原産品」と表現されます。

■ 中間材料（日メキシコ協定のみ）

製品の生産者は、原産資格を有する内製材料を「中間材料」に指定できます。

内製材料が、原産部分と非原産部分で構成されていても、中間材料に指定すれば、全体を原産材料とすることができます。

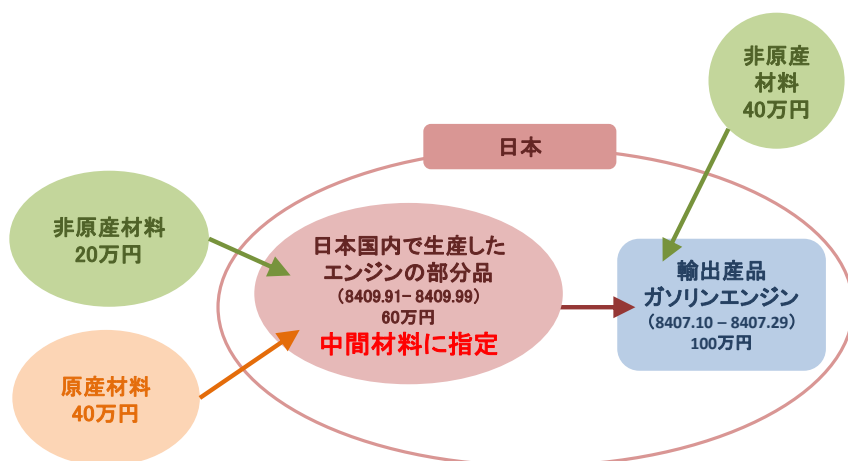
● 中間材料の例

ガソリンエンジン（HSコード：8407.10～8407.29）

付加価値基準：域内原産割合が50%以上（第8407.10～8407.29号への関税分類変更を必要としない）

エンジンの部分品（HSコード：8409.91～8409.99）

付加価値基準、または関税分類変更基準：他項から第8409.91～8409.99号への変更、もしくは、域内付加価値が65%以上（第8409.91～8409.99号への関税分類変更を必要としない）



メモ

- 「エンジンの部分品」は、品目規則で定められた関税分類変更基準を満たせば、原産資格を得ることができます。域内原産割合を利用する場合、5%を減じた60%以上を満たす必要があります。
 - 原産資格を有する「エンジンの部分品」を中間材料に指定すると、「ガソリンエンジン」の域内原産割合を計算する際、「エンジンの部分品」全体を原産材料として計算できます。下記は計算式の例です。
 - 計算方法の例：
 - 「エンジンの部分品」を中間材料に指定しない場合
 域内原産割合 = $\{100\text{万円} - (40\text{万円} + 20\text{万円})\} \div 100\text{万円} \times 100 = 40\%$ (非原産)
 - 「エンジンの部分品」を中間材料に指定する場合
 域内原産割合 = $(100\text{万円} - 40\text{万円}) \div 100\text{万円} \times 100 = 60\%$ (原産)
- ※ 「ガソリンエンジン (8407.10~8407.29)」の個別品目規則は「域内付加価値50%以上」なので、「エンジンの部分品」を中間材料に指定すれば、基準を満たすことができます。

日アセアン協定の累積に関して留意すべき事項

日アセアン協定における累積の概念は、「日アセアン協定の各締約国で生産される産品（部品）が、それぞれ日アセアン協定に定められる原産地規則を満たしていれば、その締約国の原産品となり、この産品（部品）を使用して最終産品を生産する国においてこの産品（部品）をその国の原産材料とみなすことができる。」というものであり、二国間経済連携協定と基本的には同じです。ただし、日アセアン協定は多国間EPAであることから、累積規定について間違え易い点があるので注意が必要です。

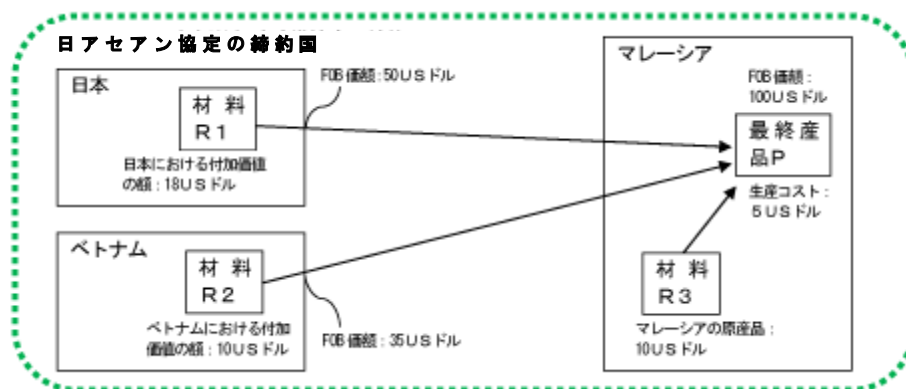
注意

- 「各締約国での付加価値を単に足し上げ、アセアン域内全体で付加価値基準を満たせばよい。」と考えるのは、誤りです。

■ 累積について

- 協定第29条（累積）：締約国の原産材料であって、他の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該産品を完成させるための作業または加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。

協定第29条のとおり、締約国（単にアセアン加盟国であるだけでなく、日アセアン協定が発効している国のみを指す）の原産品（原産材料）である場合に限り、他のEPA締約国の原産材料として累積が適用できます。



* R1～R3及びPの品目別規則はRVC40%以上であるとします。

例えば、このような事例の場合、締約国である、日本・ベトナムの材料 R1、R2 について累積が適用可能かを検討すると、

誤) 日アセアン協定締約国の域内で付加された価値をすべて累積して

$$\$18 + \$10 + \$10 + \$5 = \$43 > \text{最終製品 P の FOB 価額の 40\%}$$

よって最終産品 P はアセアンの包括協定上のマレーシア原産品と認められる。とするのは誤りです。

正) 材料 R 1 について $\$18 / \$50 \times 100 < 40\%$ となり、材料 R 1 は日アセアン協定上の原材料とは認められません。

材料 R 2 について $\$10 / \$35 \times 100 < 40\%$ となるので、材料 R 2 も日アセアン協定上の原材料とは認められません。

協定第29条の規定により、締約国の原産品のみが対象となるので、R 1、R 2 について累積は適用できず、材料 R 1、R 2 の価額全額が非原材料として最終製品 P の付加価値を計算します。

$$RVC = \frac{FOB - VNM(\text{非原産材料の価額の総額})}{FOB} = \frac{100 - (50+35)}{100} = 15\% < 40\%$$

よって最終製品 P は日アセアン協定上のマレーシア原産品とは認められません。

※上記の資料は、東京税関業務部総括原産地調査官関税局業務課監修「EPA原産地規則マニュアル」(<http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf>) を参考に作成したものです。

■ 日アセアン協定における累積を証明するための書類

日アセアン協定に定められた累積を活用して、同協定締約国の原産品を使用して産品を生産した場合、日アセアン協定の原産地証明書を発給する機関で必要とされるとき、または、輸入締約国の税関当局が輸入の対象となっている産品の生産に使用された材料がEPA締約国の原産品であることを確認する必要があるときは、次に掲げるものを証明書類として使用することができます。

- 原産品の輸出者や生産者が作成する申告書
- 原産品に係るインボイス
- 原産品に係る輸出締約国の政府当局または指定発給機関が発給した原産地証明書の写し
- その他関連する書類

メモ

- 累積を証明するために具体的にどのような書類が必要とされるかは、各締約国の発給当局または税関当局に確認してください。
- 日本から輸出される原産品が、他の締約国の産品の材料や部品として使われる場合、日本商工会議所から発給される第一種特定原産地証明書は正本 1 通のみなので、輸出者、または輸入者は、発給された第一種特定原産地証明書の写しを必ずとっておくようにしてください。

原産資格を与えることとならない作業

製品に対して、次の作業を行うことだけでは、品目別規則に定める規則（関税分類変更基準や加工工程基準など）を満たしたことはありません。基準は協定ごとに異なります。

例：日インドネシア協定の場合

- 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業
- 改装及び仕分
- 組み立てられたものを分解する作業
- 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集（例：非原産材料の部品や構成品を集めるだけで完成品のHSコードが取得できるような作業）
- 物品を単にセットにする作業
- 上記の作業の組合せ

積送基準

EPA締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものを原産品とする基準を「積送基準」と言います。

- EPA締約国から直接輸送されること。
- 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

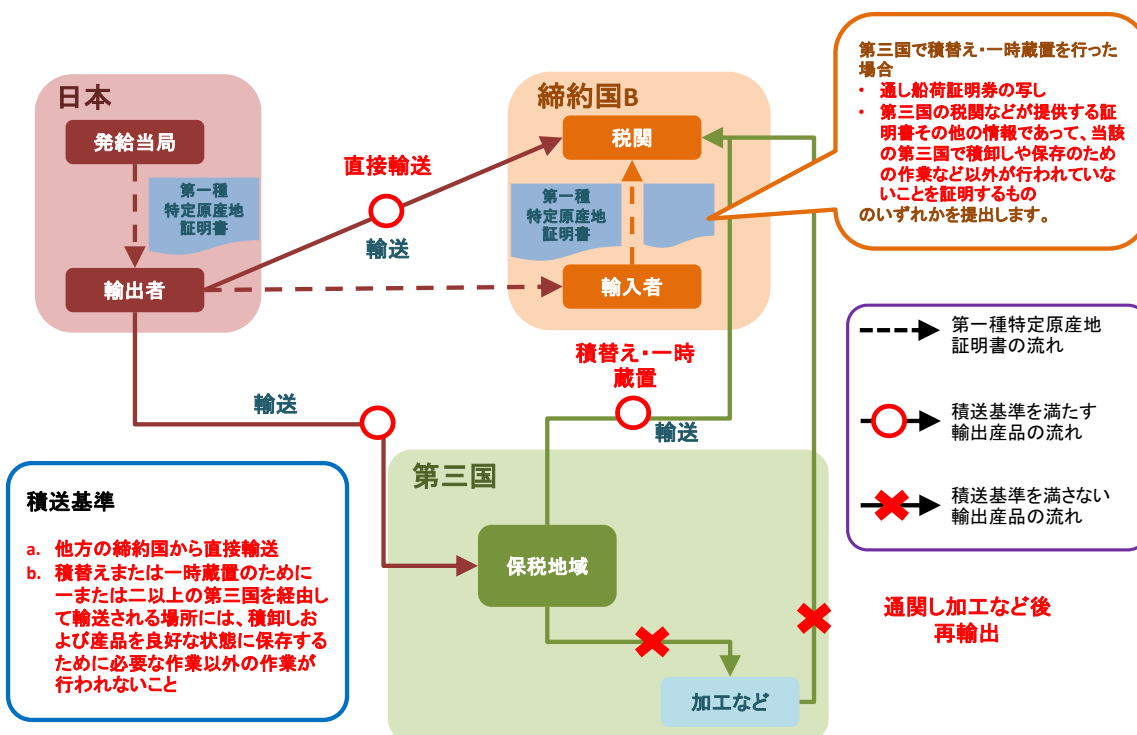
注意

- 第三国を経由する場合、積替えまたは一時蔵置のための積卸し、および産品を良好な状態に保存するための作業以外を行うことはできません。
- 日スイス協定、日オーストラリア協定では、積替え又は一時蔵置のために第三国を経由する場合、貨物の分割を行うことが認められています。

メモ

- 日メキシコ協定の場合は「積替え」、日ベトナム協定、日アセアン協定の場合は「直接積送」と表現されます。
- 日アセアン協定において、経由国が日アセアン協定の締約国である場合であっても、経由国で通関し加工などが行われれば、原産品ではなくなります。

積送基準の考え方



第三国で積替え・一時蔵置を行った際必要な書類

EPAでは、「輸出締約国の原産品が1つ又は2つ以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、その原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。」とされているため、第三国で積替え・一時蔵置を行う輸送をした場合は、以下のいずれかを提出する必要があります。

- 通し船荷証券の写し
- 第三国の税関当局またはその他の関連機関が提供する証明書などの情報であり、その第三国において積卸し、および産品を良好に保存するために必要な作業以外が当該原産品について行われていないことを証明するもの

注意

- 日スイス協定では、リヒテンシュタイン領域もスイスの関税地域に含まれます。
- 日スイス協定、日オーストラリア協定では、第三国において貨物が仕分けられ、分割して締約国に輸送される場合、第一種特定原産地証明書は遡及して発給を受けることができます。
- 日インド協定では、コンテナが開封されているなどの場合は、上記両方の書類の提出を求められることがあります。

各EPAにおける第一種特定原産地証明書記入項目比較表

各EPAにおける第一種特定原産地証明書の記入必要項目一覧

	日メキシコ協定	日マレーシア協定	日フィリピン協定	日チリ協定
1. 原産地基準（第5欄）				
○完全生産品	A	A	A	A
○原産材料のみから生産される製品	B	B	B	B
○品目別規則を満たす製品	C	C	C	C
○関税分類変更基準の特例製品	D	—	—	D
2. その他の原産地基準（第5欄）				
○累積の適用があった場合	ACU	ACU	ACU	ACU
○僅少の適用があった場合	DMI	DMI	DMI	DMI
○代替材の適用があった場合	FGM	FGM	FGM	FGM
○中間材料の適用があった場合	IM	—	—	—
3. 特殊な品名（第4欄）	号（HS6桁）を分割してできた細分ごとに品目別規則を策定している品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力			
	フルーツ ジャム テキーラなど	みりん いぐさなど	キルト アンダーダウンなど	みりん インスタントカレーなど
4. アセアン第三国産材料（第4欄）	—	第16類、および第18類～20類の製品： アセアン第三国の材料名、国名 第19類、または20類の製品： 日本、マレーシアまたはアセアン第三国で収穫などされた材料名、国名 第50類～63類の製品： マレーシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名	第1604.14の製品： 材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第50類～63類の製品： フィリピンまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名	—
5. インボイス番号および日付				
原則	協定相手国への輸入申告で使用されるインボイス番号および日付（第三国インボイスが使用される場合は当該インボイス番号および日付）、第三国インボイスが発行される旨の文言			
○発給時に第三国インボイス番号が判明				
（第7欄）	第三国で発行されるインボイス番号および日付			
（第8欄）	第三国で発行されるインボイス発行者の名称および住所			
○発給時に第三国のインボイス番号が不明				
（第7欄）	—	—	—	—
（第8欄）	第三国で発行されるインボイス発行者の名称および住所（不明の場合は不要）		第三国で発行されるインボイス発行者の名称および住所	
6. 亡失・滅失等の場合の再発給（第8欄）	「DUPLICATE」	元の証明書が無効になった文言、元の証明書の発給日および番号		
7. 遡及発給（第9または第8欄）	「ISSUED RETROSPECTIVELY」		「ISSUED RETROACTIVELY」	

	日タイ協定	日インドネシア協定	日ブルネイ協定	日ペルー協定
1. 原産地基準（第5欄）				
○完全生産品	WO	A	A	A
○原産材料のみから生産される産品	PE	B	B	B
○品目別規則を満たす産品	PS	C	C	C
○関税分類変更基準の特例産品	—	—	—	—
2. その他の原産地基準（第5欄）				
○累積の適用があった場合	ACU	ACU	ACU	記載なし
○僅少の適用があった場合	DMI	DMI	DMI	
○代替材の適用があった場合	—	FGM	FGM	
○中間材料の適用があった場合	—	—	—	
3. 特殊な品名（第4欄）	熱帯果実ワインおよびタイの蒸留酒：特定の品目および製品証明書の番号を入力	号（HS6桁）を分割してできた細分ごとに品目別規則を策定している品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力	えびみりん 飲物（アルコール1%未満）など	炭酸飲料など
4. アセアン第三国産材料（第4欄）	第1604.14の産品：材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類～20類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 第61類、第62類の産品：タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名	第50類～63類の産品：インドネシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名	第4類、第11類、第16類～20類、第29類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 第50類～63類の産品：ブルネイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名	—
5. インボイス番号および日付				
原則	協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号および日付（第三国インボイスが使用される場合は当該インボイス番号および日付）、第三国インボイスが発行される旨の文言			
○発給時に第三国インボイス番号が判明				
（第7欄）	第三国で発行されるインボイス番号および日付			同左（ただし第8欄）
（第8欄）	第三国で発行されるインボイス発行者の名称および住所			同左（ただし第9欄）
○発給時に第三国のインボイス番号が不明				
（第7欄）	日本で輸出者発行のインボイス番号および日付			同左（ただし第8欄）
（第8欄）	第三国で発行されるインボイス発行者の名称および住所			同左（ただし第9欄）
6. 亡失・滅失等の場合の再発給（第8欄）	元の証明書が無効になった文言、元の証明書の発給日および番号			「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER...DATED...」と記載し、再発給元の証明書の発給日および番号
7. 遡及発給（第9または第8欄）	「ISSUED RETROACTIVELY」			「ISSUED RETROSPECTIVELY」

	日オーストラリア協定	日モンゴル協定	日アセアン協定
1. 原産地基準（第5欄）			
○完全生産品	WO	A	WO
○原産材料のみから生産される産品	PE	B	PE
○一般規則を満たす産品	—	—	CTH or RVC
○品目別規則を満たす産品	PSR	C	CTC or RVC or SP ※2208.90（みりん）の場合は CTH + RVC
○関税分類変更基準の特例産品	—	—	—
2. その他の原産地基準（第5欄）			
○累積の適用があった場合	ACU	ACU	ACU
○僅少の適用があった場合	DMI	DMI	DMI
○代替材の適用があった場合	記載なし	記載なし	—
○中間材料の適用があった場合	—	—	—
3. 特殊な品名（日オーストラリア協定：第4欄、日アセアン協定：第5欄）	—	—	号（HS6桁）を分割してできた細分ごとに品目別規則を策定している品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 みりん 飲物（アルコール1%未満） キルトなど
4. アセアン第三国産材料（第4欄）	—	—	—
5. インボイス番号および日付			
原則	原則、輸入申告に使用するインボイスの日付と番号、または船荷証券の番号もしくは航空証券の番号など、積送される貨物を確認するための他の十分に詳細な情報を記載。原産地証明書が発給される際に、第三者より発行される仕入書の番号が不明である例外的な場合、当該輸出者もしくは生産者が発行する仕入書の番号および日付、または積送される貨物を確認するために十分な他の詳細な情報。詳細についてはOVERLEAF NOTEを確認。	協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号及び日付（第三国インボイスが使用される場合は当該インボイス番号及び日付）、第三国インボイスが発行される旨の文言	協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号および日付、第三国インボイス使用の場合は当該インボイス番号および日付（Third Country Invoicingへの✓）、第三国インボイス日付が不明の場合、第三国インボイスが発行される旨の文言
○発給時に第三国インボイス番号が判明			
日オーストラリア協定、日モンゴル協定：第7欄 日アセアン協定：第8欄		第三国で発行されるインボイス番号及び日付	第三国で発行されるインボイス番号および日付
日オーストラリア協定、日モンゴル協定：第8欄 日アセアン協定：第9欄		第三国インボイスが発行される旨の文言	第三国で発行されるインボイス発行者の名称および住所
○発給時に第三国のインボイス番号が不明			
日オーストラリア協定、日モンゴル協定：第7欄 日アセアン協定：第8欄		日本で輸出者発行のインボイス番号及び日付	日本で輸出者発行のインボイス番号及び日付
日オーストラリア協定、日モンゴル協定：第8欄 日アセアン協定：第9欄		第三国インボイスが発行される旨の文言	第三国で発行されるインボイス発行者の名称および住所
6. 亡失・滅失等の場合の再発給（第8欄）	「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER...DATED...」と記載し、再発給元の証明書の発給日および番号	元の証明書が無効になった文言、元の証明書の発給日及び番号	再発給元の証明書の発給日および番号
7. 遡及発給（第9または第8欄）	「ISSUED RETROSPECTIVELY」	船積日を記載すれば不要	「ISSUED RETROACTIVELY」に✓

	日スイス協定	日ベトナム協定	日インド協定
1. 原産地基準（第5欄）			
○完全生産品	記載なし	WO	A
○原産材料のみから生産される産品		PE	—
○一般規則を満たす産品		CTH or LVC	B
○品目別規則を満たす産品		CTC or LVC or SP	B
2. その他の原産地基準（第5欄）			
○累積の適用があった場合	記載なし	ACU	ACU
○僅少の適用があった場合		DMI	DMI
○代替材の適用があった場合		IIM	FGM
3. 特殊な品名（第5欄）	特になし	号（HS6桁）を分割してできた細分ごとに品目別規則を策定している品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 カレー 桐油など	特になし
4. アセアン第三国産材料（第4欄）	—	第50類～63類の産品： ベトナムまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名	—
5. インボイス番号および日付			
原則	知りうる限り記載 不明な場合は省略可	協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号および日付（第三国インボイスが使用される場合は当該インボイス番号および日付）、第三国インボイスが発行される旨の文言	協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号および日付、第三国インボイス使用の場合は当該インボイス番号および日付（Third Country Invoicingへの✓）、第三国インボイス日付が不明の場合、第三国インボイスが発行される旨の文言
○発給時に第三国インボイス番号が判明			
（第8欄）	第三国で発行されるインボイス番号および日付		
（第9欄）	第三国で発行されるインボイス発行者の名称および住所		
○発給時に第三国のインボイス番号が不明			
（第8欄）	記載なし		日本で輸出者発行のインボイス番号および日付
（第9欄）			第三国で発行されるインボイス発行者の名称および住所
6. 亡失・滅失等の場合の再発給（第8欄）	「DUPLICATE」と記載、再発給元の証明書発給日および番号	再発給元の証明書の発給日および番号（記載事項変更の場合の再発給でも同内容を記載）	「CERTIFICATE TRUE COPY」と記載、再発給元の証明書発給日および番号
7. 遡及発給（第7欄）	「ISSUED RETROSPECTIVELY」	「ISSUED RETROACTIVELY」	「ISSUED RETROACTIVELY」に✓

第一種特定原産地証明書の留意事項

各EPAにおける第一種特定原産地証明書についての留意事項を実際の書式を使用して説明します。

① 日メキシコ協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN				
1. Exporter's Name and Address: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)		Certification No. (証明書番号)		
2. Producer's Name and Address: (欄2) 原産品の生産者 (英文名称、住所、国名) ※輸出者と同じ場合は「SAME」と表示 ※表示しない場合は、税関の求めに応じて回答と表示		3. Importer's Name and Address: (欄3) メキシコの輸入者 (英文名称、住所、国名)		
5. HS Tariff Classification Number (欄5) HS番号 6桁のHS番号		4. Transport details(optional) (欄4) 輸送手段 ※積送基準を満たしている必要あり ※記載は任意 From (出港地) To (荷揚げ地) Via (経由地) (船名 フライト番号 船種名 (予定) 日)		10. Invoice (欄10) ※インボイス番号
6. Description of goods (欄6) 商品の詳細 ※商品毎に詳細を記載してください。インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の当該商品に関する表現との関連づけがわかるように記載		7. Quantity (欄7) 数量 ※商品毎の数量	8. Preference criterion (欄8) 特惠基準 完全生産品 (A) 原産材料のみから生産される産品 (B) 非原産材料を使用して生産される産品 (C) 非原産材料を使用して生産される産品特別 (D)	9. Other instances (欄9) 他の基準 <救済規定> 産出 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品および材料 (FGM) 中間材料 (IM)
11. Remarks: (欄11) 備考 (遊及発給の場合) ISSUED RETROSPECTIVELYが自動印字 (再発給の場合) DUPLICATEが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字		13. Certification: (欄13) 認証 (商工会議所使用欄) The undersigned, hereby certifies, on the basis of the documentation necessary to support this Certificate, that the above-mentioned good(s) are considered as originating. This Certificate consists of _____ pages, including all attachments. Competent governmental authority or Designee office: The Japan Chamber of Commerce and Industry Stamp: _____ ※証明印 (自動印字) Issuing Country: _____ Place and Date: _____ Signature: _____ ※発給国は日本 ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン		
12. Declaration by the Exporter: (欄12) 輸出者宣言 I, the undersigned, declare that: - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issue of this certificate; - the information that supports this Certificate is true and accurate, and I assume the responsibility for proving such representations in accordance with the Agreement. Place and Date: _____ Signature: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 ※署名は発給申請者サイン Name: _____ Company: _____ ※名前、会社名は発給申請者の名前、会社名 Title: _____ Telephone / Fax: _____ ※役職、電話/FAXは申請者の役職、電話/FAX E-mail: _____ ※E-mailは申請者のE-mail				

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

(2頁目以降)

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES
FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN

Annex Page

Please print or type.		Certification No. (証明書番号)			
2. Producer's Name and Address: (欄2) 原産品の生産者 (英文名称、住所、国名) ※生産者が2社以上の場合は本紙 (Annex) に印字されます。 ※輸出者と同じ場合は「SAME」と表示 ※表示しない場合は、税関の求めに応じて回答と表示					
5. HS Tariff Classification Number (欄5) HS番号 6桁のHS番号	6. Description of goods (欄6) 商品の詳細 ※商品毎に詳細を記載してください。インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の当該商品に関する表現との関連づけがわかるように記載	7. Quantity (欄7) 数量 ※商品毎の数量	8. Preference criterion (欄8) 特惠基準 完全生産品 (A) 原産材料のみから生産される産品 (B) 非原産材料を使用して生産される産品 (C) 非原産材料を使用して生産される産品特例 (D)	9. Other instances (欄9) 他の基準 <救済規定> 産少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品 および材料 (FGM) 中間材料 (IM)	10. Invoice (欄10) ※インボイス番号 <記載方法> 輸入通関に ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号 ※不明な場合は記載不要
Exporter: Signature: Name:	Competent governmental authority or Designee Office: The Japan Chamber of Commerce and Industry Signature:		Number of Annex page		

② 日マレーシア協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address, and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英名称、住所、国名)	Reference No. (証明書番号)	Number of page (ページ番号) 1
2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) マレーシアの輸入者 (英名称、住所、国名)	AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF MALAYSIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan	
3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり Departure Date: (日本 ⇒ マレーシア) (出港日) Port of Discharge: (仕向地)		
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; other instance (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特殊な品名> 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (みりん、いくさ等) <アセアン第三国産材料> 第16類、第18類~20類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第19類または20類の産品: マレーシアまたはアセアン第三国で収穫等された材料名、国名 第50類~63類の産品: マレーシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください		
8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字		
9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____	10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) The undersigned hereby certifies that the above-mentioned good(s) are considered as originating. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature: _____	

③ 日チリ協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)	Certification No. (証明書番号)	Number of page (ページ番号) 1	
2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) チリの輸入者 (英文名称、住所、国名)	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan		
3. Transport details (means and route)(as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ チリ)			
4. Item number (as necessary): Marks and numbers: Number and kind of packages: Description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特殊な品名> 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (みりん、インスタントカレー等) Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください	5. Preference criterion (欄5) 特惠基準 完全生産品 (A) 原産材料のみから生産される産品 (B) 非原産材料を使用して生産される産品 (C) 非原産材料を使用して生産される産品特例 (D) <救済規定> 産少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品および材料 (FGM)	6. Quantity or gross weight (欄6) 数量または重量	7. Invoice number (s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要
8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字			
9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____	10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature: _____		

④ 日タイ協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)	Reference No. (証明書番号)	Number of page (ページ番号) /		
2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) タイの輸入者 (英文名称 住所、国名)	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN <u>Issued in Japan</u>			
3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ タイ)				
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特殊な品名> 熱帯果実ワインおよびタイの蒸留酒：特定の品目および製造証明書の番号を入力 <アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品：材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類～20類の産品：アセアン第三国で収穫等された材料名、国名 第G1類、第G2類の産品：タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 ※品名は、インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の当該産品に関する表現との関連づけがわかるように記載			5. Preference criterion (欄5) 特恵基準 完全生産品 (WO) 原産材料のみから生産される産品 (PE) 非原産材料を使用して生産される産品 (PS) <救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU)	6. Quantity or gross weight (欄6) 数量または重量
Marks and numbers (ケースマーク：荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages: (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください	8. Remarks: (欄8) 備考 (遊及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字			
9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan. Place and Date: (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): Company:	10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: Stamp: Place and Date: ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature:			

⑤ 日インドネシア協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's name, address and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)		Certification No. (証明書番号)	Number of page (ページ番号) 1	
2. Importer's name, address and country: (欄2) インドネシアの輸入者(英文名称、住所、国名)		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JIEPA <u>Issued in Japan</u>		
3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ インドネシア)				
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、 その他の記号 <特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、 当該細分への該当が判断できる品名を入力(インスタントカレー、いぐさ等) <アセアン第三国産材料> 第50類~63類の産品: インドネシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、 国名 ※品名は、インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の 当該産品に関する表現との関連づけがわかるように記載 Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください		5. Preference criterion (欄5) 特惠基準 完全生産品 (A) 原産材料のみから 生産される産品 (B) 非原産材料を使用 して生産される産 品 (C) <救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある産品 および材料 (FGM)	6. Quantity or weight (欄6) 数量または 重量	7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス 番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者 発行インボイス を使用する場合 ⇒日本の輸出者 発行インボイス 番号と日付 ②第三国仲介者 発行インボイス を使用する場合 ⇒第三国仲介者 発行インボイス 番号と日付 ※不明な場合は 日本の輸出者 発行のインボイス 番号と日付
8. Remarks: (欄8) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字				
9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate: - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____		10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄) It is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature: _____		

⑥ 日ブルネイ協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)		Certification No. (証明書番号)	Number of page (ページ番号) 1	
2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) ブルネイの輸入者(英文名称、住所、国名)		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND BRUNEI DARUSSALAM FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN <u>Issued in Japan</u>		
3. Transport details (means and route)(as far as known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 → ブルネイ)				
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力(えび、みりん、飲み物(アルコール1%未満)等) <アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第4類、第11類、第16類~20類、29類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第50類~63類の産品: ブルネイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください		5. Preference criterion (欄5) 特惠基準 完全生産品 (A) 原産材料のみから生産される産品 (B) 非原産材料を使用して生産される産品 (C) <救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品および材料 (FGM)	6. Quantity (欄6) 数量	7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付
8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字				
9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: · the above details and statement are true and accurate. · the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; · the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____		10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature: _____		

⑦ 日フィリピン協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)		Reference No. (証明書番号)	Number of page (ページ番号) 1	
2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) フィリピンの輸入者(英文名称、住所、国名)		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP 【 FORM JP 】 CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan		
3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ フィリピン)				
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してきた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力(アイダーダウン、キルト等) <アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第18類、第20類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第50類~63類の産品: フィリピンまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号)※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください		5. Origin criterion (欄5) 特惠基準 完全生産品 (A) 原産材料のみから生産される産品 (B) 非原産材料を使用して生産される産品 (C) <救済規定> 産少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品および材料 (FGM)	6. Quantity (gross or net weight or other quantity units) (欄6) 数量または重量	7. Invoice number and date (欄7) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要
8. Certificate Number of the Phytosanitary Certificate or ITDI Certificate, if applicable. (欄8) 植物検疫証明書番号 ※輸入国政府の記載欄		9. Remarks: (欄9) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) non-Party invoicing、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字		
10. Declaration by the exporter: (欄10) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____		11. Certification (欄11) 認証(商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature: _____		

⑧ 日スイス協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

(ページ番号) _____ / _____
Number of page

1. Exporter (Name, full address, country) (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)	N°		2. Certificate used in preferential trade between Japan and the Swiss Confederation (insert appropriate countries, group of countries or territories)	
	3. Consignee (Name, full address, country) (Optional) (欄3) スイスの荷受人 (英文名称、住所、国名) (知りうる限り記載)		4. Country, in which the goods are considered as originating Japan (欄4) 原産国	5. Country of destination the Swiss Confederation (欄5) 仕向国
6. Transport details (Optional) (欄6) 輸送手段 (知りうる限り記載) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ スイス)	7. Remarks (欄7) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROSPECTIVELYが自動印字 (再発給の場合) DUPLICATEが自動印字、 再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字			
(Note1) If goods are not packed, indicate number of articles or state "in bulk" as appropriate.	8. Item number; Marks and numbers; Number and kind of packages; (Note1): description of goods (欄8) 項目番号、記号、番号、包装の個数および種類、品名	9. Gross weight (kg) or other measure (l,m³,etc.) (欄9) 重量または、他の単位	10. Invoices (Optional) (欄10) インボイス番号と日付 (知りうる限り記載)	
	Marks and numbers: (ケースマーク：荷印、荷物番号) ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages: (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください			
(Note2) Complete only where the regulations of the exporting country require.	11. ENDORSEMENT (欄11) 裏書 (商工会議所使用欄) Declaration certified Export document (Note2) _____ Stamp FormNo. From Office : (交付事務所) Issuing country : JAPAN (発給国) Date: (日付は承認日) (Signature) (商工会議所側サイン)	12. DECLARATION BY THE EXPORTER (欄12) 輸出者宣誓欄 I, the undersigned, declare that the goods described above meet the conditions required for the issue of this certificate. Place and Date: (場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日) Signature: (署名は発給申請者サイン)		

⑨ 日ベトナム協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)	Certification No. (証明書番号)	Number of page (ページ番号)	
2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: (欄2) ベトナムの輸入者または受入人 (英文名称、住所、国名)	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Form JV Issued in Japan		
3. Transport details (means and route)(if known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※種送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ ベトナム)			
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s): (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、HS番号、品名 HSコードは2007を使用。 <特殊な品名> 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、 当該細分への該当が判断できる品名を入力 (カラー等) <アセアン第三国産材料> 第50類~63類の産品: ベトナムまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 Marks and numbers: (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages: (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください	5. Preference criteria (欄5) 特惠基準 完全生産品 (WO) 原産材料のみから 生産される産品 (PE) 非原産材料を使用 して生産される産 品 品目別規則 (CTC/LVC /SP) 一般規則 (CTH/LVC) <救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU) 同一のまたは交換 可能な材料 (IM)	6. Weight or other quantity (欄6) 重量または 数量	7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス 番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者 発行インボイス を使用する場合 ⇒日本の輸出者 発行インボイス 番号と日付 ②第三国仲介者 発行インボイス を使用する場合 ⇒第三国仲介者 発行インボイス 番号と日付 ※不明な場合は 日本の輸出者 発行のインボ 番号と日付
8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字			
9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____	10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: Place and Date: ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Name(printed): _____ Signature: _____		

⑩ 日インド協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

<p>1. Exporter's Name, Address and Country:</p> <p>(欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p> <p>2. Importer's Name, Address and Country:</p> <p>(欄2) インドの輸入者 (英文名称、住所、国名)</p> <p>3. Transport details (means and route)(as far as known)</p> <p>(欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ インド)</p>	<p>Certification No.</p> <p>(証明書番号)</p> <p>Number of page /</p> <p>(ページ番号)</p> <p>COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDIA</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p>Issued in Japan</p>		
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number</p> <p>(欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、HS番号、品名 HSコードは2007を使用。</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力がない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criterion</p> <p>(欄5) 特恵基準</p> <p>完全生産品 (A) 非原産材料を使用して生産される産品 (B)</p> <p><数済規定> 差込 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品 および材料 (FGM)</p>	<p>6. Quantity</p> <p>(欄6) 数量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s)</p> <p>(欄7) インボイス番号と日付</p> <p><記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒ 日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒ 第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のみの番号と日付</p>
<p>8. Remarks:</p> <p>(欄8) 備考 (溯及発給の場合) 「ISSUED RETROACTIVELY」ボックスに自動チェック (第三国発行インボイス使用の場合) 「Third Country Invoicing」ボックスに自動チェック、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 「CERTIFIED TRUE COPY」の文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY</p>			
<p>9. Declaration by the exporter:</p> <p>(欄9) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate: the country of origin of the good(s) described above is _____ <p>Place and Date: _____</p> <p>Signature: _____</p> <p>Name(printed): (欄9) 発給申請者の氏名とサイン _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification</p> <p>(欄10) 認証 (商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp _____</p> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日</p> <p>Signature: _____</p>		

⑪ 日ペルー協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)		Certification No. (証明書番号)	Page number / (ページ番号)
2. Producer's Name, Address and Country: (欄2) 原産品の生産者(英文名称、住所、国名) ※輸出者と同じ場合「SAME」。表示しない場合は、税関の求めに応じて回答と表示		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan	
3. Importer's Name, Address and Country: (欄3) ペルーの輸入者(英文名称、住所、国名)			
4. Transport details (means and route)(as far as known): (欄4) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり Date of Shipment: Name and No. of Vessel/Flight: Port of loading: Port of transit: Port of discharge: (日本 ⇒ ペルー)			
5. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number(6 digits) (欄5) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号(6桁) HSコードは2007を使用。			
6. Origin criterion (欄6) 特惠基準 完全生産品 (a) 原産材料のみから生産される産品 (b) 非原産材料を使用して生産される産品 (c)		7. Weight(gross or net), quantity (quantity unit) or other measures (liters, m ³ , etc) (欄7) 重量、数量または他の単位	8. Invoice number(s) and date(s) (欄8) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付
Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※ばら積みの場合は"IN BULK"と記載 ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください			
9. Remarks: (欄9) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROSPECTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) 当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER DATED」の文言により再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字			
10. Declaration by the exporter: (欄10) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate; - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ Signature of authorized signatory: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____		11. Certification (欄11) 認証(商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent authority or certification body: _____ Stamp Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 Name (printed) and Signature: _____	

⑫ 日オーストラリア協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's or Producer's Name, Address(required), and Other Contact Details(optional):	Certification No. (証明書番号)	Page number / (ページ番号)	
(欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者または生産者 (英文名称、住所、国名、連絡先)	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND AUSTRALIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan		
2. Importer's Name or Consignee's Name(if applicable), Address:			(欄2) オーストラリアの輸入者または荷受人(英文名称、住所、国名)
3. Transport details (means and route)(if known):			(欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ オーストラリア)
4. Description of good(s) including HS tariff classification number(6 digits); Number and kind of packages; Marks and numbers on packages:	5. Preference criteria and others (ACU or DMD):	7. Invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment:	
(欄4) 品名、HS番号(6桁)、包装の個数および種類、記号、番号 HSコードは2012を使用。	(欄5) 特惠基準 完全生産品(WO) 原産材料のみから生産される産品(PE) 非原産材料を使用して生産される産品(PSR) <救済規定> 優先(DMI) 累積(ACU)	(欄6) 重量、数量または他の単位 (欄7) インボイス番号と日付、または貨物を確認するための他の十分に詳細な情報 <記載内容> ①日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ③B/LやAWB等の番号と日付	
Marks and numbers (ケースマーク：荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください	8. Others:		
(欄8) その他 (遡及発給の場合) ISSUED RETROSPECTIVELYおよび船積日が自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言が自動印字 (再発給の場合) 「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER ___ DATED ___」の文言により再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字			
9. Declaration by the exporter, or producer or their authorised representative:	10. Certification:		
(欄9) 宣誓 I, the undersigned, declare that the good(s) is(are) (an) originating good(s) for the purposes of the Agreement between Japan and Australia for an Ecomic Partnership. Place and Date: _____ Signature of authorised signatory: _____ Name(printed): _____ Company : _____ ※発給申請者の氏名とサイン	(欄10) 認証(商会議所使用権) It is hereby certified, on the basis of the evidence provided, that the good(s) specified in this Certificate meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement. Authorised body or certification body: _____ Stamp or official seal: _____ Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 Name (printed) and Signature: _____		

⑬ 日モンゴル協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)		Certification No. (証明書番号)	Page Number / (ページ番号)
2. Importer's Name or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) モンゴルの輸入者または荷受人(英文名称、住所、国名)		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND MONGOLIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan	
3. Transport details (means and route)(as far as known): (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ モンゴル)			
4. Item number(as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number(6 digits): (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号(6桁) HSコードは2012を使用。			
Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力) ※自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可 ※300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力) ※自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可 ※150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください		7. Invoice number(s) and date(s): (欄7) インボイス 番号と日付 <記載内容> 輸入通関にて ①日本の輸出者 発行インボイス を使用する場合 ⇒日本の輸出者 発行インボイス 番号と日付 ②第三国仲介者 発行インボイス を使用する場合 ⇒第三国仲介者 発行インボイス 番号と日付 ※不明な場合は 日本の輸出者 発行のインボイス 番号と日付	
8. Remarks: (欄8) 備考 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字			
9. Declaration by the exporter or its authorized agent: (欄9) 宣誓 I, the undersigned, declare that the good(s) is(are) (an) originating good(s) of Japan for the purposes of the Agreement between Japan and Mongolia for an Economic Partnership. Place and Date: _____ Signature of authorized signatory: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company : _____		10. Certification: (欄10) 認証(商工会議所使用欄) The undersigned hereby certifies, on the basis of the documentation necessary to support this Certificate, that the above-mentioned good(s) is(are) considered as (an) originating good(s) of Japan . Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 Name (printed) and Signature: _____	

⑭ 日アセアン協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤枠内は理解を深めていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

Number of page /

1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country) (欄1) 輸出者 (英文名称、住所、国名)		Reference No. (証明書番号) THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ Issued in Japan		
2. Goods consigned to (Importer's / Consignee's name, address, country) (欄2) 輸入者 (英文名称、住所、国名)		4. For Official Use (欄4) 公的使用権 Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s) Signature of Authorised Signatory of the Importing Country		
3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ AJCEP締約国) Shipment date (船積日) ※避及発給の場合のみ記載されます Vessel's name / Aircraft etc. (便名) Port of discharge (荷揚港)				
5. Item number (as necessary); Marks and numbers of packages; Number and kind of packages; Description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party at 6-digit level) (欄5) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名 (HS番号等含) <特殊な品名> 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (みりん、飲み物 (アルコール1%未満)、キルト等) Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力がない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください		6. Preference criteria (see Notes overleaf) (欄6) 特惠基準 完全生産品 (WO) 原産材料のみから生産される製品 (PE) 非原産材料を使用し生産される製品 品目別規則 (CTC/RVC/SP) 一般規則 (CTH/RVC) <救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU)	7. Quantity (gross or net weight or other quantity) (欄7) 数量	8. Number and date of invoices (欄8) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者のインボイス番号および日付
9. Remarks (欄9) 備考 (避及発給の場合) 「ISSUED RETROACTIVELY」ボックスに自動チェック (第三国発行インボイス使用の場合) 「Third Country Invoicing」ボックスに自動チェック、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Issued Retroactively				
10. Declaration by the exporter (欄10) 輸出者宣誓 The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in _____ (Country) and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to (_____) Place and date Printed name Signature ※発給申請者の氏名とサイン Company of authorised signatory		11. Certification (欄11) 認証 (商工会議所使用権) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: Place and Date (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 Printed name ※発給申請者の氏名とサイン Signature Stamp		

農林水産品に関する添付書類



- 日本商工会議所に対する原産品判定依頼は、生産者または輸出者が行うことが可能です。
詳しくは「発給システム操作編」の「ステップ6 原産品判定依頼をする」を参照してください。

① 農林産品に係る生産証明書

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（生産者又は卸売り業者等） 印

下記のとおり生産されたものであることを証明します。

記

1. 農林産物の種類 :

(注) 農林産物の一般的な名称を記載してください。

2. HS番号（6桁ベース） :

3. 収穫地（都道府県名） :

4. その他

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている商品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

② 農林産加工品に係る製造証明書

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産加工品に係る製造証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（加工業者等）

印

下記のとおり加工したものであることを証明します。

記

1. 加工品名 :

2. HS番号（6桁ベース） :

3. 加工時期 : 年 月

4. 原材料の輸入割合 :

(1) 全て日本産又は（EPA締約国名）産の原材料を使用。

(2) (1) 以外の輸入原材料を使用。

主な輸入原材料名及び原産国 :

(注1) 加工品製造の際に、輸入原材料を使用している場合には、その主な原材料と原産国を記載してください。 ※記載例：小麦（オーストラリア産）、大豆（アメリカ産）

(注2) 利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている商品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

5. その他 :

③ 漁獲・養殖証明書

(表面)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

漁獲・養殖証明書

氏名 (漁業者又は漁業協同組合等) 印
連絡先 (住所及び電話番号)

下記のとおり漁獲 (生産) されたものであることを証明します。

記

1. 水産物の種類:

(注) 魚等の種類を標準和名で記載してください。

2. 生産水域: (1) 日本の領海内 (2) 日本の排他的経済水域 (3) 公海 (外国の領海及び排他的経済水域で生産した場合には、その国名を記載:
())(注) 外国の領海及び排他的経済水域は公海に含めてください。なお、日本の領海内及び日メキシコ協定におけるメキシコの領海内で生産された場合には、以下の4及び5の記載は不要です。3. 生産方法: (1) 養殖

(注1) 輸入種苗を使用していない場合に限る。

(注2) 注1に関わらず、シンガポール向け及びペルー向けについては一定の条件を満たせば輸入種苗の使用が可能な場合がありますので、協定の関連規定をご確認下さい。

 (2) 定置網漁業 (大型定置、サケマス定置含む) (3) 底びき網漁業 (遠洋、沖合、小型含む) (4) まき網漁業 (大中型、中小型含む) (5) 延縄漁業 (まぐろ延縄含む) (6) 棒受網漁業 (7) 釣り漁業 (かつお一本釣り、いか釣り含む) (8) その他 (漁業)

(裏面)

4. 使用された漁船：

漁船名：【 】

漁業許可番号：【 】

漁船登録番号：【 】

(注) 複数の漁船で生産された場合には複数を一括して記載してください。

 (1) 上記漁船は以下①～③の全ての基準に適合している。

- | |
|--------------------------|
| ①日本で漁船登録されている漁船 |
| ②日本の法令を遵守している漁船 |
| ③日本人（又は日本資本の会社）が所有している漁船 |

(注) 日ペルー及び日モンゴル経済連携協定については、上記漁船を所有している会社（日本資本の会社である必要はありません）が、その本店及び活動拠点を両締約国のいずれかに有していることを示す証拠書類、及び非締約国に登録された漁船・工船を所有していない旨を記載した誓約書又は当該会社が所有している全ての漁船・工船のリスト（船名及び登録番号等）を添付してください。

 (2) (1) 以外の場合

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則に合致していることを証明する証拠書類を提示する必要があります。

5. 幹部船員及び乗組員：

 (1) 船長等の幹部船員（船舶職員）の全員及び75%以上の乗組員が日本人 (2) (1) 以外の場合で、利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義）に合致している。

(4. で記載された漁船ごとに、以下の船員名簿のご提出をお願いします。乗組員数が多く記載しきれない等の場合においては、別途、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料をご提出下さい。)

(注1) 利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義）に合致していることを確認してください。

(注2) 日ペルー、日豪及び日モンゴル経済連携協定については、本規定について記載する必要はありません。

< 船 員 名 簿 >

(船名：)

1. 幹部船員（船舶職員）：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏名	国籍	番号	氏名	国籍
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

2. その他の乗組員：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏名	国籍	番号	氏名	国籍
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

6. その他（参考資料の添付等）

④ 加工証明書

(表面)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

加工証明書

氏名 (加工業者等) 印
連絡先 (住所及び電話番号)

下記のとおり加工した水産製品であることを証明します。

記

1. 加工水産製品の名称 :
2. 加工時期 : 年 月 (~ 年 月)
3. 使用原料 :

(使用原料の名称 :)

- (1) 別途提示した漁獲・養殖証明書に記載された日本産水産製品のみを原料に使用。
 (2) (1)の日本産水産製品以外の水産製品についても原料に使用。
● 当該水産製品の原産国名 :

(注1) 3については、使用した原料ごとにご記入ください。

(注2) 加工水産製品の原料に漁獲・養殖証明書に記載した日本産水産製品以外の水産製品を使用している場合には、該当する経済連携協定の原産地規則 (個別原産地規則) に合致していることを確認できる書類 (当該原料のインボイスの写し又は売買関係書類等の写し) を添付してください。

(注3) 特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている製品は、全ての使用原料 (水産品以外のものも含む。) について、その旨を証明する必要があります。

(裏面)

(工船により洋上で水産製品を加工した場合には、以下の4及び5についても必要事項をご記入ください。)

4. 使用された工船：

工船名：【 】

漁業許可番号：【 】

漁船登録番号：【 】

(1) 使用された工船は以下①～③の全ての基準に適合している。

- | |
|--------------------------|
| ①日本で登録されている工船 |
| ②日本の法令を遵守している工船 |
| ③日本人（又は日本資本の会社）が所有している工船 |

(注) 日ペルー及び日モンゴル経済連携協定については、上記工船を所有している会社（日本資本の会社である必要はありません）が、その本店及び活動拠点を両締約国のいずれかに有していることを示す証拠書類、及び非締約国に登録された漁船・工船を所有していない旨を記載した誓約書又は当該会社が所有している全ての漁船・工船のリスト（船名及び登録番号等）を添付してください。

(2) (1) 以外の場合

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則に合致している旨の証拠書類を提示する必要があります。

5. 幹部船員及び乗組員：

(1) 船長等の幹部船員（船舶職員）の全員及び75%以上の乗組員が日本人

(2) (1) 以外の場合で、利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義）に合致している。

(4. で記載された工船ごとに、以下の船員名簿のご提出をお願いします。乗組員数が多く記載しきれない等の場合においては、別途、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料をご提出ください。)

(注1) 利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義）に合致していることを確認してください。

(注2) 日ペルー、日豪及び日モンゴル経済連携協定については、本規定について記載する必要はありません。

< 船 員 名 簿 >

(工船名：)

1. 幹部船員（船舶職員）：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏名	国籍	番号	氏名	国籍
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

2. その他の乗組員：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏名	国籍	番号	氏名	国籍
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

6. その他（参考資料の添付等）

日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定における第一種原産品誓約書利用について

■ 第一種原産品誓約書ヒナ型

様式第一の二（第三条関係）

第一種原産品誓約書

年 月 日

経済産業大臣 殿

（ふりがな）

氏名又は名称

（ふりがな）

住 所

代表者の氏名

印

連絡先

（電話番号）

（FAX番号）

（E-mail）

（担当者名）

当社は、当社が生産した下記の物品は、（経済連携協定の名称）に基づく特定原産品であることを誓約し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第3条第5項の規定により、本誓約書の交付を受けた発給申請者が経済産業大臣（法第8条第3項の規定により指定発給機関に読み替える場合を含む。以下同じ。）に対し提出すること、及び経済産業大臣が第一種特定原産地証明書の発給のために本誓約書に基づき審査を行い、必要と認める場合には当社に対し追加の資料や情報を求めることをあらかじめ了解します。

記

HSコード	物品の品名（英文）

<備考>

この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

■ 第一種原産品誓約書を利用するには

第一種原産品誓約書の利用については、「発給システム操作編」の「7.3 第一種原産品誓約書を利用した発給申請をする」を参照してください。

注意

- 入手した第一種原産品誓約書を利用するためには、インターネットを使用して「第一種特定原産地証明書発給システム」から第一種原産品誓約書の情報を入力し、日本商工会議所に登録する必要があります。
詳細については、「発給システム操作編」を参照してください。

こんなときには (Q&A)

■ 基礎編

◆ 第一種特定原産地証明書とは何ですか？

日本は、複数の国とEPAを締結しています。

EPAにおける貿易において、日本の輸出産品が、EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明すると、相手国税関でEPA特惠税率（通常の関税率よりも低い関税率）の適用を受けることができます。この「EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明する」書類が「第一種特定原産地証明書」です。

日本では、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、経済産業大臣が指定した指定発給機関である日本商工会議所が第一種特定原産地証明書を発給しています。

なお、先述のとおり「第一種特定原産地証明書」はEPAに基づいて発給されますので、EPAを締結していない国へは発給されません。2016年6月現在でEPAを締結している国（地域）は以下のとおりです。

二国間EPA

- 日シンガポール協定（2002年11月30日発効）
- 日メキシコ協定（2005年4月1日発効）
- 日マレーシア協定（2006年7月13日発効）
- 日チリ協定（2007年9月3日発効）
- 日タイ協定（2007年11月1日発効）
- 日インドネシア協定（2008年7月1日発効）
- 日ブルネイ協定（2008年7月31日発効）
- 日フィリピン協定（2008年12月11日発効）
- 日スイス協定（2009年9月1日発効）
- 日ベトナム協定（2009年10月1日発効）
- 日インド協定（2011年8月1日発効）
- 日ペルー協定（2012年3月1日発効）
- 日オーストラリア協定（2015年1月15日発効）
- 日モンゴル協定（2016年6月7日発効）

多国間EPA

- 日アセアン協定（2008年12月1日発効）

◆（特定がつかない）原産地証明書とは何ですか？

EPA特恵税率の適用を目的としない、「貿易取引される輸出品や輸入品の国籍を証明する」ための書面が「（特定がつかない）原産地証明書」で、複数の商工会議所で発給されています。第一種特定原産地証明とは異なり、日本商工会議所では発給されていないので、ご注意ください。

（特定がつかない）原産地証明書が必要とされる理由やその役割は以下の通りです。

原産地証明書が必要とされる理由

- ① 輸入国の法律や規則に基づく時
- ② 貿易取引の契約書や荷為替信用状（L/C）で必要とされる時

原産地証明書の役割

- ① 輸入関税率の確定
- ② 商品の原産地表示
- ③ 通商手段の適用（ダンピングの防止、相殺関税、セーフガードなど）
- ④ 内国民待遇の対象の判定

（特定がつかない）原産地証明書の発給をご希望の場合は、お近くの商工会議所までお問い合わせください。

- 全国の商工会議所一覧

<http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

◆ 第一種特定原産地証明はどうやったら取得できますか？

第一種特定原産地証明を取得するためにはいくつかのステップがあります。また、第一種特定原産地証明を今まで取得したことのない方が取得する場合、最低でも12日以上営業日が必要です。


第一種特定原産地証明を取得するまでのステップ概要

（事前準備編）

- ステップ1 輸出品のHSコードを確認する
- ステップ2 EPA特恵税率設定の有無や税率を確認する
- ステップ3 各EPAに定められた輸出品に係る規則を確認する
- ステップ4 輸出品に関する原産資格を確認する

（発給システム操作編）

- ステップ5 企業登録をする
- ステップ6 原産品判定依頼をする
- ステップ7 第一種特定原産地証明書の発給申請をする
- ステップ8 手数料を納付して、第一種特定原産地証明書を受け取る

-  **参照** ステップ1～4については「[第一種特定原産地証明書取得までの流れ](#)」（P.5）を参照してください。
- ステップ5～8については「発給システム操作編」の「第一種特定原産地証明書取得までの流れ」を参照してください。

◆ HSコードとは何ですか？

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいて品目ごとに定められているコードです。

「類（＝上2桁）」、「項（＝上4桁）」および「号（＝上6桁）」にそれ以下の「統計細分」を加えた番号から成っています。「号（＝上6桁）」までは、世界共通ですが、それ以下の「統計細分」は、その桁数も含め国ごとに定められます。

経済産業省HP「よくあるご質問」より抜粋

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/faq/#faq_cat1

◆ EPA全般や、HSコードの調べ方、EPA特惠税率の調べ方を教えてください。

日本商工会議所作成の「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル（以下、マニュアル）」で詳しく解説しておりますので、ご活用ください。

また、経済産業省では、電話などによる相談窓口「EPA相談デスク」を開設しておりますので、併せてご活用ください。

経済産業省HPの「よくあるご質問」もご参考いただけます。

なお、日本商工会議所ではHSコードやEPA特惠税率の特定は行っておりませんのでご注意ください。

第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル（日本商工会議所作成）

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA相談デスク

<https://epa-info.jp/>

TEL：03-5219-8877

E-mail：epa-desk@epa-info.jp

経済産業省HP「よくあるご質問」

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/faq/#faq_cat1

◆ 環太平洋パートナーシップ（以下、TPP）協定における原産地証明はどのようにしたら取得できますか？

TPP協定における原産地証明は輸出者、生産者、輸入者のいずれかが、自ら作成する「自己証明制度」が採用される予定です。よって、第三者機関である日本商工会議所が発給するものではありません。

全国の経済産業局、日本貿易振興機構（JETRO）、中小企業基盤整備機構、合わせて65箇所に相談窓口が設置されておりますのでご活用ください。

経済産業省HP「ニュースリリース TPP相談窓口を設置します」

<http://www.meti.go.jp/press/2015/11/20151106003/20151106003.html>

◆ 検認とは何ですか？

各EPAでは、輸入国の関係当局は、第一種特定原産地証明書に記載された情報に疑義をもった場合、輸出国の権限ある政府当局に情報提供を要請でき（英文の資料を求められることがあります）、その後、情報提供に関する追加質問を行うことができます。

当該質問に対する回答に満足しない場合は、輸入国の関係当局は、輸出国の権限ある政府当局の立ち会いの下に第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者、または生産者の施設を訪れて情報収集等を行うことができます。これが検認です。


よって、第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者に対して、突然、相手国の関係当局が検認のため訪問を行うということはありません。日本側の権限ある当局は、経済産業省です。なお、各EPAにより回答期限が設けられており、期限内に回答できなければ、EPA特惠税率が適用できなくなる場合があります。

■ システム編

◆ 第一種特定原産地証明発給システムのURLが分かりません。

第一種特定原産地証明発給システムのURLはセキュリティ保持のため公開しておりません（日本商工会議所のHPにリンクはありません。検索エンジンによる検索でも該当しません）。また、電話やメールによる回答もしておりません。

第一種特定原産地証明を取得するために必要なステップ「企業登録」が完了すると、登録した住所に「電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」という書面をお送りいたします。「電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」に特定原産地証明発給システムのURLが記載されておりますので、Internet Explorerのアドレスバーに直接入力してアクセスしてください。

 **参照** 「発給システム操作編」の「ステップ5 企業登録をする」もあわせて参照してください。

◆ 第一種特定原産地証明発給システムのIDとパスワードが分からなくなりました。

セキュリティ保持のため電話やメールによる回答はしておりませんので、再発行手続きをしていただく必要があります。再発行は最低でも7日以上のお営業日が必要です。

詳細は以下の「再発行手続きのご案内」をご参照ください。


<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/password.pdf>

◆ 「原産品判定依頼画面」の判定依頼者、「発給申請書入力画面」の発給申請者および輸出者のデータが違うのですが、どうしたらよいでしょうか？

当該箇所のデータは「企業登録」のデータと連動しています。「第一種特定原産地証明発給システム」で必要な変更を実施してください。詳細は以下の説明書をご参照ください。

企業登録の更新/変更および署名者（サイナー）の変更/追加/削除 操作説明書


<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/kigyotoroku-system-sousasetsumeisho.pdf>

 **参照** 「発給システム操作編」の「企業登録内容を変更・更新するには」もあわせて参照してください。

◆ 「発給申請書入力画面」で製品情報の入力方法が分かりません。

詳細は以下の説明書をご参照ください。

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/sanpin.pdf>

 **参照** 「発給システム操作編」の「製品情報入力画面について」もあわせて参照してください。

◆ 「原産品同意通知書」の提出方法を教えてください。

「第一種特定原産地証明発給システム」の「原産品判定依頼書」から同意を通知したい案件を選択して手続きを行ってください。

 **参照** 「発給システム操作編」の「6.2 同意通知書を提出する」もあわせて参照してください。

◆ 自社が同意通知を提出した製品の利用状況はどこを見れば分かりますか？

「第一種特定原産地証明発給システム」の「原産品利用状況」からご確認いただけます。

◆ 自社が他社より同意通知を受けている製品はどこを見れば分かりますか？

「第一種特定原産地証明発給システム」の「原産品同意通知書照会」からご確認いただけます。

◆ 発給手数料の明細はどこを見れば分かりますか？

「第一種特定原産地証明発給システム」の「発給申請書入力」からご確認いただけます。

 **参照** 「発給システム操作編」の「8.1 発給手数料を納付する」もあわせて参照してください。

■ 応用編

◆ 第一種特定原産地証明書に有効期限はありますか？

あります。有効期限は各EPAで定められています。日フィリピンEPAは、発給から6ヶ月、それ以外のEPAは、発給から1年です。

◆ 第一種特定原産地証明書は既に輸出してしまった場合でも取得（遡及発給）できますか？

できます。第一種特定原産地証明書の発給申請は、原則、船積みまでに行うこととなっています。しかし、貨物を緊急に輸出しなければならない場合なども想定されますので、船積み後12箇月間（日メキシコ協定、日チリ協定については、輸入後1年間。日スイス協定、日ペルー協定、日モンゴル協定は期限なし、日インド協定は9ヶ月間）、事後発給手続（遡及発給）ができるようになっています。

発給申請手続により、第一種特定原産地証明書発給日が船積日の後になるケースについては、第一種特定原産地証明書のField 3（Means of transport and route 欄）に船積日が記入され、またRemarks欄に“ISSUED RETROACTIVELY”が印字（※日アセアン協定はField 9、日インド協定はField 8のボックスをチェック）され、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定では、“ISSUED RETROSPECTIVELY”が印字され、日モンゴル協定では船積日を記載すれば何も記載されません。

なお、日インドネシア協定の運用手続規則（Operational Procedures）ルール3や日アセアン協定、日ベトナム協定の実施規則（Implementing Regulations、以下「IR」。）ルール7には、「船積時まで（by the time of shipment）、若しくは、船積日から3日以内（no later than three days from the date of shipment）」に原則発給される旨の規定があります。これは、原則船積時まで第一種特定原産地証明書を発給する日本の運用と、船積日確定後に第一種特定原産地証明書を発給する相手国側の運用の実態を踏まえて盛り込んだものです。本EPAに基づく日本での第一種特定原産地証明書の発給については、既EPAと同様、第一種特定原産地証明書を船積日確定前に発給することで、輸入通関時におけるEPA特惠税率申請が円滑に行われるよう、「船積時まで（by the time of shipment）」発給する運用が採用されます。なお、日フィリピン協定は、運用上の手続規則（OPERATIONAL PROCEDURES）ルール2において、船積日後1日以内に発給と規定しています。また、日インド協定は、運用上の手続（IMPLEMENTINGPROCEDURES、以下「IP」）ルール3において、船積時から3日以内に発給と規定しています。

◆ **既に相手国税関に第一種特定原産地証明書を提出してしまったのですが、記載事項に誤りがありました。どうすればよいでしょうか（税関提出前は次項を参照）。**

第一種特定原産地証明書の記載事項に誤りがあった場合や変更が生じた場合、第一種特定原産地証明書受給者は、証明法に基づき、その旨を指定発給機関（日本の場合、日本商工会議所）に通知しなければなりません。また、第一種特定原産地証明書記載事項の変更が原産資格の判定に影響を及ぼすような場合には、当該証明書を取り消し、輸入締約国の関係当局に通報する必要があります。

まず、第一種特定原産地証明書の内容に誤りや変更が生じた場合は、日本商工会議所の各発給事務所にお問い合わせください。通知義務を怠った場合、法に基づく罰則を課される場合がありますのでご注意ください。

日本商工会議所の各発給事務所の連絡先は以下URLをご参照ください。


<http://www.jccci.or.jp/gensanchi/epa/s-office.html>

◆ **第一種特定原産地証明書を失くした場合や破れてしまった場合、また、相手国税関提出前に記載事項の変更が生じた場合、どうすればよいでしょうか。**

第一種特定原産地証明書の交付を受けた日本商工会議所の各発給事務所にご連絡いただき再発給手続きを行ってください。

再発給の申請には、再発給の事由（亡失・滅失・汚損・破損の場合、記載事項変更の場合）などを記載した「再発給申請書」と旧証明書を発給事務所に提出する必要があります。手続は、第一種特定原産地証明書発給システムから行うことができます。

亡失や滅失などの理由によって再発給された第一種特定原産地証明書の「Remarks」欄には、最初に受給した証明書の番号、日付及び旧証明書が無効になった旨が記載されます。なお、再発給された第一種特定原産地証明書の有効期間は、最初に発給された第一種特定原産地証明書の日付から12ヶ月間となりますのでご注意ください。また、再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。

 **参照** 「発給システム操作編」の「7.2 再発給申請をする」もあわせて参照してください。

◆ 第三国（シンガポール等）で積み替えを行う場合でも第一種特定原産地証明を取得できますか？

日本で原産資格を取得した輸出産品をシンガポールなどの第三国経由でEPA締約相手国に輸出する場合も、当該EPAの規定を満たし、原産資格を失っていないことについて第三国であるシンガポールなどの税関当局又は関連主体による証明、情報の提供があれば、第一種特定原産地証明の取得が可能です。

したがって、第三国であるシンガポールなどの税関当局などが原産資格を失っていないとする証明・情報がEPA特惠税率の適用を受けようとする輸入者に提供され、当該証明などをもって輸入国税関が原産資格を失っていないと判断した場合には、EPA特惠税率が適用されることとなります。すなわち、原産資格を失っておらず、EPA特惠税率が受けられるかは、当該証明の内容に基づいて輸入国税関が判断することとなります。まずは、必要書類について、相手国税関にお問い合わせください。

◆ 第一種特定原産地証明書に記載されているHSコード（6桁）について、輸入国税関で異なる判断を下され、EPA特惠税率が受けられない場合はどうすればいいですか？

HSコードは6桁ベースでは世界共通になっています。したがって、原則として同じ産品に対するHSコードが6桁ベースで異なることはありません。しかし、現実には輸出国税関と輸入国税関の判断が異なり、異なるHSコードが適用される場合があります。

各EPAでは、EPA特惠税率を受けられるか否かの判断は輸入国税関の権限となっておりますので、第一種特定原産地証明書に記載されているHSコードも輸入国税関の判断によるべきものとなります。したがって、発給申請に際してのHSコードは輸入国税関の解釈によるものとしてください。

仮に、日本で発給した第一種特定原産地証明書に記載されているHSコードが輸入国税関の判断と異なり、EPA特惠税率が受けられないという状況が生じた場合は、輸入国税関の判断によるHSコードを適用したうえで、再度、当該産品の判定依頼の手続、および第一種特定原産地証明書の記載事項を修正したうえでの再発給手続を行っていただく必要があります。

◆ 輸出許可書は提出する必要がありますか？

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」（平成17年経済産業省令第9号）の改正に伴い、平成19年7月12日より輸出許可書の提出は原則不要になりました。ただし、必要に応じて、輸出許可書の提出を求める場合があります。

◆ インボイスは提出する必要がありますか？

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」（平成17年経済産業省令第9号）の改正に伴い、平成20年4月14日よりインボイスの提出は原則不要になりました。ただし、必要に応じて、インボイスの提出を求める場合があります。

◆ 日アセアン協定のBack-to-Back CO（連続する原産地証明書）について教えてください。

日アセアン協定では、附属書四「運用上の証明手続」の第三規則パラ4において、Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）を発給することができる旨規定されています。Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）は、例えば、あるEPA締約国（締約国A）から輸出された原産品が他のEPA締約国（締約国B）を経由してさらに別のEPA締約国（締約国C）に輸入される場合に、経由国である締約国Bにおいて貨物に対して何ら加工がなされず、締約国Aで得た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国Bの原産地証明書の発給機関により発給されるものです。なお、締約国BでBack-to-Back CO（連続する原産地証明書）の発給を受けるためには、


締約国Aで当該貨物に対して発給された原産地証明書が必要です。経由国（締約国B）におけるBack-to-Back CO（連続する原産地証明書）の発給に際しては、対象となる産品に対して何ら加工がなされず、もとの原産資格を維持していることを何らかの形で担保し、かつこれを確認することになります。

貨物が一旦輸入通関されてしまうと、その貨物に対して何ら加工がなされていないことを確認することは困難になると思われませんが、Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）に関して、日アセアン協定上は、一旦輸入通関された貨物に対してBack-to-Back CO（連続する原産地証明書）を発給するか否かを明示的に規定していないことから、原産資格の維持を担保・確認する方法はEPA締約国によって異なります。したがって、日アセアン協定に基づきBack-to-Back CO（連続する原産地証明書）を発給するか否か、これを発給する場合の対象となる貨物の範囲、具体的な運用や手続については、各経由国の原産地証明書発給機関に個別にご確認ください。

なお、日本において、日アセアン協定に基づく第一種特定原産地証明書を発給するのは日本商工会議所ですが、日本国内で貨物に対して何ら加工がなされず、当初の輸出締約国で得た原産資格が何ら変更していないことを確認することが実務上困難であるため、現時点ではBack-to-Back CO（連続する原産地証明書）を発給しないことになっています。

◆ 第三国で発行されたインボイスの場合、発給申請時に注意することはありますか？

各EPAで注意することが異なります。

 **参照** 「発給システム操作編」の「第三国インボイス利用時の第三国の輸出者の記載ルール」もあわせて参照してください。

◆ 第一種特定原産地証明書が適用される「1回限りの輸入」とは何でしょうか？

第一種特定原産地証明書は、各EPAの規定により、1回限りの輸入に適用される旨規定されています。1回限りの輸入とは1回の輸入申告のことを意味します。なお、各EPAの運用手続（OP）規定（日アセアン協定、日ベトナム協定、日インド協定の場合はIR）において、第一種特定原産地証明書には、1回の船積みに複数のインボイス内容の記載が認められています。

■ 経済産業省 「よくあるご質問」

経済産業省では、よくある質問をとりまとめ、ホームページ上で公表しています。

1. EPA/FTA全般について
2. 関税について
3. 原産地規則について
4. 原産地証明書について

掲載URL：

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/faq/

第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合わせ先

EPAの活用や特定原産地証明書について

EPA相談デスク	TEL : 03-5219-8877
----------	--------------------

EPA活用や証明制度に関する相談

日本貿易振興機構 (JETRO)	TEL : 03-3582-5651
経済産業省 原産地証明室 (※認定輸出者制度含む)	TEL : 03-3501-0539

第一種特定原産地証明書の取得手続きについて

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL : 03-3283-7850
判定	発給	日本商工会議所事務所	電話
	○	札幌事務所 (札幌商工会議所内)	TEL : 011-231-1332
	○	仙台事務所 (仙台商工会議所内)	TEL : 022-265-8126
	○	黒部事務所 (黒部商工会議所内)	TEL : 0765-52-0242
	○	金沢事務所 (金沢商工会議所内)	TEL : 076-263-1161
	○	千葉事務所 (千葉商工会議所内)	TEL : 043-227-4101
	○	さいたま事務所 (さいたま商工会議所内)	TEL : 048-641-0084
○	○	東京事務所 (東京商工会議所内)	TEL : 03-3283-7771
○	○	横浜事務所 (横浜商工会議所内)	TEL : 045-671-7406
○	○	浜松事務所 (浜松商工会議所内)	TEL : 053-452-1112
	○	清水事務所 (静岡商工会議所内)	TEL : 054-353-3401
	○	富士事務所 (富士商工会議所内)	TEL : 0545-52-0995
○	○	名古屋事務所 (名古屋商工会議所内)	TEL : 052-223-5720
	○	蒲郡事務所 (蒲郡商工会議所内)	TEL : 0533-68-7171
	○	豊川事務所 (豊川商工会議所内)	TEL : 0533-86-4101
	○	四日市事務所 (四日市商工会議所内)	TEL : 059-352-8191
	○	福井事務所 (福井商工会議所内)	TEL : 0776-33-8253
○	○	京都事務所 (京都商工会議所内)	TEL : 075-212-6410

○	○	大阪事務所（大阪商工会議所内）	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所（神戸商工会議所内）	TEL：078-303-5806
	○	岡山事務所（岡山商工会議所内）	TEL：086-232-2266
	○	広島事務所（広島商工会議所内）	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所（福山商工会議所内）	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所（高松商工会議所内）	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所（福岡商工会議所内）	TEL：092-441-1230
○	○	北九州事務所（北九州商工会議所内）	TEL：093-541-0185

メモ

- 日本商工会議所は、経済産業大臣からEPAに係る第一種特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関に指定されています（日シンガポール協定除く）。
- 第一種特定原産地証明書発給（取得手順など）については、日本商工会議所国際部、および日本商工会議所の各事務所までご連絡ください。
- EPA活用に関する相談（ビジネス相談含む）は、日本貿易振興機構（JETRO）、EPA関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。